

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き



かさまるくん

かさまるちゃん

笠松町マスコットキャラクター

令和3年6月

岐阜県羽島郡笠松町

目次

第1章 法律の概要	1
1 法律の目的等	2
2 法人格を取得する意義（メリットと義務）	2
3 NPO法人設立の手続	3
4 NPO法人の管理・運営	3
第2章 特定非営利活動法人の設立について	5
1 NPO法人の設立要件	6
2 NPO法人の組織	8
3 設立の認証のための申請手続	12
4 設立の登記・登記完了届	39
第3章 法人の管理・運営について	42
1 事業年度終了後の報告	43
2 NPO法人の情報公開	45
3 役員変更等の届出	75
4 定款の変更	80
第4章 法人の合併、解散について	90
1 NPO法人の合併	91
2 合併の登記・合併登記完了届	93
3 NPO法人の解散・清算	95
第5章 NPO法人の会計・税務等	102
1 会計の原則・会計書類	103
2 税務等	104
第6章 NPO法人に対する監督・罰則等	106
1 NPO法人に対する監督	107
2 NPO法人に対する罰則	108
（参考）岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針について	109
関係法令	116

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法・・・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
- 法令・・・特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
- 法規・・・特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
- 法附則・・・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則
- NPO法人・・・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- 所轄庁・・・特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
- 法人法・・・法人税法（昭和40年法律第34号）
- 組登令・・・組合等登記令（昭和39年3月23日政令第29号）

第 1 章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法成立の経緯と法改正

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、医療や看護をはじめ避難所での生活救援、物資の搬送や配布、炊き出しなどボランティアによるめざましい活動がみられました。

これをきっかけとして、ボランティア団体をはじめとするいわゆる民間・非営利の市民活動団体に法人格を与えるなどの法的支援の枠組みを作ろうという動きが、国会議員を中心に起こり、与党三党、新進党、共産党がそれぞれ法案を国会に提出しました。このように、いわゆるNPO法案は、議員立法で行われました。

これらの3法案は、衆議院内閣委員会と参議院労働・社会政策委員会において長期間にわたり審議が行われ、与党三党の「市民活動促進法案」が名称の修正などを経て「特定非営利活動促進法」として、平成10年3月19日に国会で可決・成立し、同年3月25日に公布、同年12月1日に施行されました。

その後3度の法改正を経て、平成28年6月には、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、(1)認定申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等、(2)貸借対照表の公告、(3)認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化などの改正が行われました。また、情報公開の一層の推進を図るための措置として、(1)事業報告書等、役員報酬規定等の備置期間の延長等、(2)内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大、さらに(3)「仮認定特定非営利活動法人」から「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更などの改正が行われ、平成29年4月1日に施行されました（※なお、貸借対照表の公告に関する規定については、現時点で未施行（施行日は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲において政令で定める日（第二号施行日））です。）

(2) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

2 法人格を取得する意義（メリットと義務）

県内には多くのNPO法人が存在します。様々な分野で活動している法人がある一方で、活動が停滞している不活動法人もあります。NPO法人の設立にあたっては、法人格が本当に必要かどうかを十分に検討することが必要です。

また、NPO法人以外にも様々な法人制度があるため、どの形態が自分たちの目的に適合するのか、よく検討することも必要です。

(1) 法人格取得のメリット

①社会的信用が高まる

- ・法に基づく法人運営や情報公開により、社会的な信頼を得ることができる

②法律行為の主体になることができる

- ・銀行口座の開設、不動産登記、各種契約を交わすことができる

③資金調達の手段が増える

- ・会費、寄付金、助成金、融資など

(2) 発生する義務

①法人としての納税や労務対応など各種法律に沿った運営

- ・法人としての納税、雇用による労働基準法に沿った運営など
- ②情報開示
 - ・定款や事業報告書等は広く一般に情報開示
- ③所轄庁（岐阜県知事）への手続きのほか様々な事務管理
 - ・岐阜県知事への設立の手続きや報告義務のほか、税務関連の書類、登記書類の作成等

3 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、笠松町長に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります（法 10②）。

笠松町長は、縦覧を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法 13①）。

（注 1） 笠松町では、平成 24 年 4 月 1 日に NPO 法施行事務の一部を岐阜県から権限移譲を受けました。笠松町内にのみ事務所を設置する場合は、笠松町役場が窓口となります。笠松町以外にも事務所を設置している法人は岐阜県が窓口になります。

4 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。ここでは概要を説明しますが、詳細は「第 3 章 法人の管理・運営について」「第 5 章 NPO 法人の会計・税務等」をご覧ください。

① 役員

NPO 法人には、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^{（注 1）}し、その過半数^{（注 2）}をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、笠松町長に届け出ることが必要となります。なお、暴力団の構成員等は役員にはなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法 15～24）。

（注 1） 定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注 2） 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければなりません（法 14 の 2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法 5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、笠松町長に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、笠松町長の認証が必要です（法25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、笠松町長の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に笠松町長に届け出ることが必要となります（法25⑥）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りします。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りします。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO法人は、総会での議決・笠松町長の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます（法11③）。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法31～39）。

（注） 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません（法11③）。

- ① 他のNPO法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

（注1） 特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

第 2 章 特定非営利活動法人の設立について

1 NPO 法人の設立要件

NPO 法人を設立するためには、次の要件を満たすことが必要です。(法 2②、法 12①)

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること (法 2②)
- イ 営利を目的としないものであること (利益を社員で分配しないこと) (法 2②一)
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (法 2②一イ)
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること (法 2②一ロ)
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと (法 2②二イ・ロ)
- カ 特定の公職者 (候補者を含む) 又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと (法 2②二ハ)
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと (法 12①三)
- ク 10 人以上の社員を有するものであること (法 12①四)

① 目的要件

イ 特定非営利活動

NPO 法人を設立するためには、第一に、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体でなければなりません(法 2②)。

特定非営利活動とは、法の別表に掲げる 20 項目の活動のいずれかに該当しなければなりません。この 20 項目の活動は、限定列举規定であるため、これら活動の複数にまたがることは構いませんが、このいずれにも該当しない場合は、法人格が付与されません。

(別表：法 2 関係)

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2 | 社会教育の推進を図る活動 |
| 3 | まちづくりの推進を図る活動 |
| 4 | 観光の振興を図る活動 |
| 5 | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6 | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7 | 環境の保全を図る活動 |
| 8 | 災害救援活動 |
| 9 | 地域安全活動 |
| 10 | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11 | 国際協力の活動 |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13 | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 14 | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15 | 科学技術の振興を図る活動 |
| 16 | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18 | 消費者の保護を図る活動 |
| 19 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 20 | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

ロ 不特定多数の利益の増進

活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすることが必要です(法 2①)。

さらに、NPO 法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行っては

なりません(法3①)。

また、NPO法人は、これを特定の政党のために利用してはなりません(法3②)。

② 非営利の要件

NPO法人は、営利を目的としないものであることが必要です(法2②一)。

「営利を目的としない(非営利)」とは、余剰利益を構成員(役員、社員)に分配することを目的としないこと、つまり非配当の原則をいいます。これは、「収益事業」を行うことを否定するものではなく、その利益の分配を目的とすることを禁じるものです。

このため、NPO法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができ、この場合において、利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとされています(法5①)。

なお、この場合、その他の事業に関する会計は、当該NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

③ 社員資格の要件

社員資格の得喪に不当な条件を付さないことが要求されます(法2②一イ)。

法の目的は、第1条にあるとおり「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展」の促進にあります。従って、法人への加入・脱退は、市民の自由な意思によって可能であることが必要です。

④ 役員の要件

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であることが必要です(法2②一ロ)。

⑤ 宗教・政治活動等の制限

その行う活動が次のいずれにも該当する団体でなければなりません(法2②二)。

- ・「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと」(同号イ)
- ・「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」(同号ロ)
- ・「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」(同号ハ)

⑥ 暴力団の排除

「暴力団でないこと、暴力団の統制下にある団体でないこと、暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと」が要件とされます(法第12①三)。暴力団などの組織が、この法人制度を悪用して、特定非営利活動を装ってその組織を維持・拡大することを防ぐために設けられた要件です。

⑦ 社員数の要件

10人以上の社員を有することが必要です(法12①四)。

ここでいう社員とは、総会で表決権を有する社員のことです。

10人以上という社員数を要件としていますが、この10人以上の社員の中には、役員を含んでも差し支えないとされます。

2 NPO 法人の組織

(1) NPO 法人の役員

① 役員の選任

「NPO 法人には、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない」（法 15）とされます。この規定によって、NPO 法人は、その規模の大小にかかわらず、3 人以上の理事、1 人以上の監事を必ず設置しなければなりません。

また、監事は、理事又は NPO 法人の職員を兼ねることはできません（法 19）。

さらに、定款で役員に関する事項・設立当初の役員を定めなければなりません（法 11①六、法 11②）。

② 役員の任期

役員の任期は、2 年以内において定款で定める期間とされます。ただし、再任も可能です（法 24①）。また、定款で役員を社員総会で選任することとしている NPO 法人は、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができます（法 24②）。

③ 理事の権限

NPO 法人においては、理事は必置機関と定められています（法 15）。

そして、「理事はすべて NPO 法人の業務について、NPO 法人を代表」し（法 16）、その代表権の範囲は、原則として法人の一切の事務におよび、また各自が単独でその NPO 法人を代表することを原則としています。

なお、この場合であっても、法人の内部的な事務の執行については、定款で特別の定めがないときは、理事の過半数で決定することになります（法 17）。しかし、これはあくまで法人内部に関することであって、対外的な代表権とは異なります。なお、この代表権は、定款で制限することができます（法 16）。

④ 監事の職務と権限

NPO 法人における監事は、最低 1 人以上置かなければならない重要な機関です（法 15）。

監事の役割は、NPO 法人の理事による業務執行や財産状況を監査し、社員総会又は笠松町長に報告し、必要に応じて理事に意見を述べることによって、NPO 法人の業務の適正化を図るものです。

また、監事は理事やその NPO 法人の職員を兼ねることは禁止されており、給与の支給はできません（役員報酬と給与は別です）（法 19）。

監事の職務内容については、法第 18 条で定められています。

a) 理事の業務執行状況の監査（法 18 一）

理事が行う業務執行について、その内容が定款の活動目的に合致しているか、各種手続きが適正に行われているか、決定された内容が適正に執行されているかなどを監査することです。これを行うためには、理事会への出席、各種書類の閲覧、理事からの報告徴収などが必要となります。

b) 財産状況の監査（法 18 二）

毎事業年度末の財産目録、貸借対照表及び活動計算書などの決算書類の監査です。これらの決算書類が、実際の業務執行状況と合致しているかを検査するものであり、会計簿やその証拠書類などを検査します。

c) 社員総会・笠松町長への報告（法 18 三）

これは、業務執行状況及び財産状況を監査した結果、業務・財産に関して、不正の行為があることを発見した場合、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを社員総

会又は笠松町長へ報告することです。

d) 社員総会の招集(法 18 四)

前記 c) の社員総会の報告にあたって、監事に社員総会の招集権を与え、社員総会で報告できるようにしたものです。

e) 理事への意見(法 18 五)

理事の業務執行の状況や財産の状況について、監事の立場から広く理事に意見を述べるができるようになったものです。

⑤ 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、NPO 法人の役員になることができません。

a) 成年被後見人・被保佐人(法 20 一)

「成年被後見人」とは、精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者として、また、「被保佐人」とは精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分な者として家庭裁判所により後見開始または保佐開始の審判を受けた者をいいます(民法 7 条・11 条)。

b) 破産者で復権を得ないもの(法 20 二)

「破産者で復権を得ないもの」とは、債務者であって、破産法の規定により破産手続開始の決定がされているものであり、同法による復権を得ていない者を指します。

c) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者(法 20 三)

「禁錮以上の刑に処せられた者」とは、死刑・懲役・禁錮のいずれかの刑を言渡されたことをいいます。そして、「その執行の終わった日から 2 年を経過しない者」又は「その執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者」が、この欠格事由となります。

d) 次の各法律に違反したことによって、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者(法 20 四)

- ① 特定非営利活動促進法
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第 3 2 条の 2 第 7 項の規定を除く)
- ③ 刑法第 2 0 4 条(傷害罪)、同第 2 0 6 条(現場助勢罪)、同第 2 0 8 条(暴行罪)、同第 2 0 8 条の 3 (凶器準備集合罪及び結集罪)、同第 2 2 2 条(脅迫罪)、同第 2 4 7 条(背任罪)
- ④ 暴力行為等処罰に関する法律

e) 暴力団の構成員等(法 20 五)

暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

f) 特定非営利活動促進法第 4 3 条の規定によって、設立の認証を取り消された NPO 法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から 2 年を経過しない者(法 20 六)

これは、笠松町長が NPO 法人の認証を取り消した場合において、その役員については、取り消しの日から 2 年間を欠格事由としたものです。

⑥ 役員の親族排除

役員の親族についての制限規定が設けられています(法21)。

- ① それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならないこと。
- ② 当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと。

3親等以内の親族というのは民法第725条で定められている親族の中で民法第726条で定められた親等の計算方法によって計算した範囲の親族をいいます。

⑦ 役員の欠員

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません(法22)。

⑧ 役員の変更等

役員の氏名又は住所もしくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えてその旨を笠松町長に届け出なければなりません(法23①)。

また、任期満了と同時に再任された場合を除いて、役員が新たに就任した場合は、その役員の欠格事由及び役員の親族数の排除規定について違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面のコピー及びその住所又は居所を証する書面を笠松町長に提出しなければなりません(法23②)。

⑨ 役員に対する罰則

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NP0法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処されます(法80)。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき(法80一)
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定(法14)に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80二)
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出(法23①)、定款変更の届出(法25)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)の備え置きの規定(法28①②)に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80四)
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出(法25⑦)、事業報告書等の提出(法29)の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき(法80五)
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定(法31の3②、法31の12①)の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき(法80六)
- ⑦ NP0法人が、貸借対照表の公告(法28の2①)の規定に違反して、又は、清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等(法31の10①)及び破産手続き開始の申立てに関する公告(法31の12①)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法80七)
- ⑧ NP0法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定(法35①)に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80八)
- ⑨ NP0法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異義に対する弁済等の規定(法35②、36②)に違反したとき(法80九)
- ⑩ NP0法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告(法41①、法64①②)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)

(2) 社員総会について

① 社員総会に関する規定

総会の権限について法第14条の5では、定款で役員に委任したもの以外は、総会の決議によって行われるとされています。NPO法人では、定款で会議に関する事項が絶対的記載事項となっており、その定め方によって総会の権限も異なってきます。

NPO法人について、社員総会の決議が絶対的に必要な事項は、定款の変更、解散及び他のNPO法人との合併です(法25①、法31、法34①)。

また、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。(法14の9)

② 総会の招集

a) 総会の種類と回数

少なくとも年1回通常総会を開く必要があります(法14の2)。

また、理事が必要と認めた場合や原則として総社員の5分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合は、臨時総会を開くことになります(法14の3)。

b) 招集手続

招集通知は、少なくとも5日前にその会議の目的事項を示して、定款に定めた方法によって行う必要があります(法14の4)。

c) 決議事項

定款で特に定めた事項以外は、あらかじめ通知した会議の事項についてのみ決議ができるとされます(法14の6)。

d) 社員の表決権

各社員の表決権は平等でなければなりません。また、社員総会に出席しない社員は、書面又は代理人によって表決することができます。(法14の7)

なお、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を定款で定めることができます。(電磁的方法とは、例えば電子メールによる方法がこれに該当します。)

e) 招集

招集権者は、原則として理事です。総会の招集は、NPO法人の業務にあたりますので、定款で特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決定します(法17)。

監事が監査した結果、法人の業務又は財産の状況に関し不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に報告する必要がある場合には、監事も社員総会を招集することができます(法18①四)。

3 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、岐阜県の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を笠松町長に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

提出書類	部数	参照ページ
設立認証申請書	1	15
① 定款	2	16～28
② 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	29
③ 就任承諾及び誓約書の謄本	1	30
④ 役員の住所又は居所を証する書面（申請の日 6 月以内に作成された住民票等*） <u>* 氏名・住所・役所の証明印、証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。</u> * 役員になられる方のみ記載でよく、家族全員の記載は必要ありません。 * 外国語で作成されているときは、その訳文を添付すること。	1	—
⑤ 社員のうち 10 人以上の者の名簿	1	31
⑥ 確認書	1	32
⑦ 設立趣旨書	2	33
⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	34
⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	35、36
⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	37

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（軽微なものに限ります）

補正書	38
-----	----

ロ 笠松町長は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次の①及び②に掲げる事項を公告又は公表するとともに、上記①、②、⑦、⑨、⑩の書類は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供する必要があります（法 10②）。

(公告又は公表事項)

① 申請のあった年月日

② 申請に係る NPO 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

ハ 提出書類に不備があるときは、その不備が岐阜県の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限ります。）（法10③）。

（注）軽微なものの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

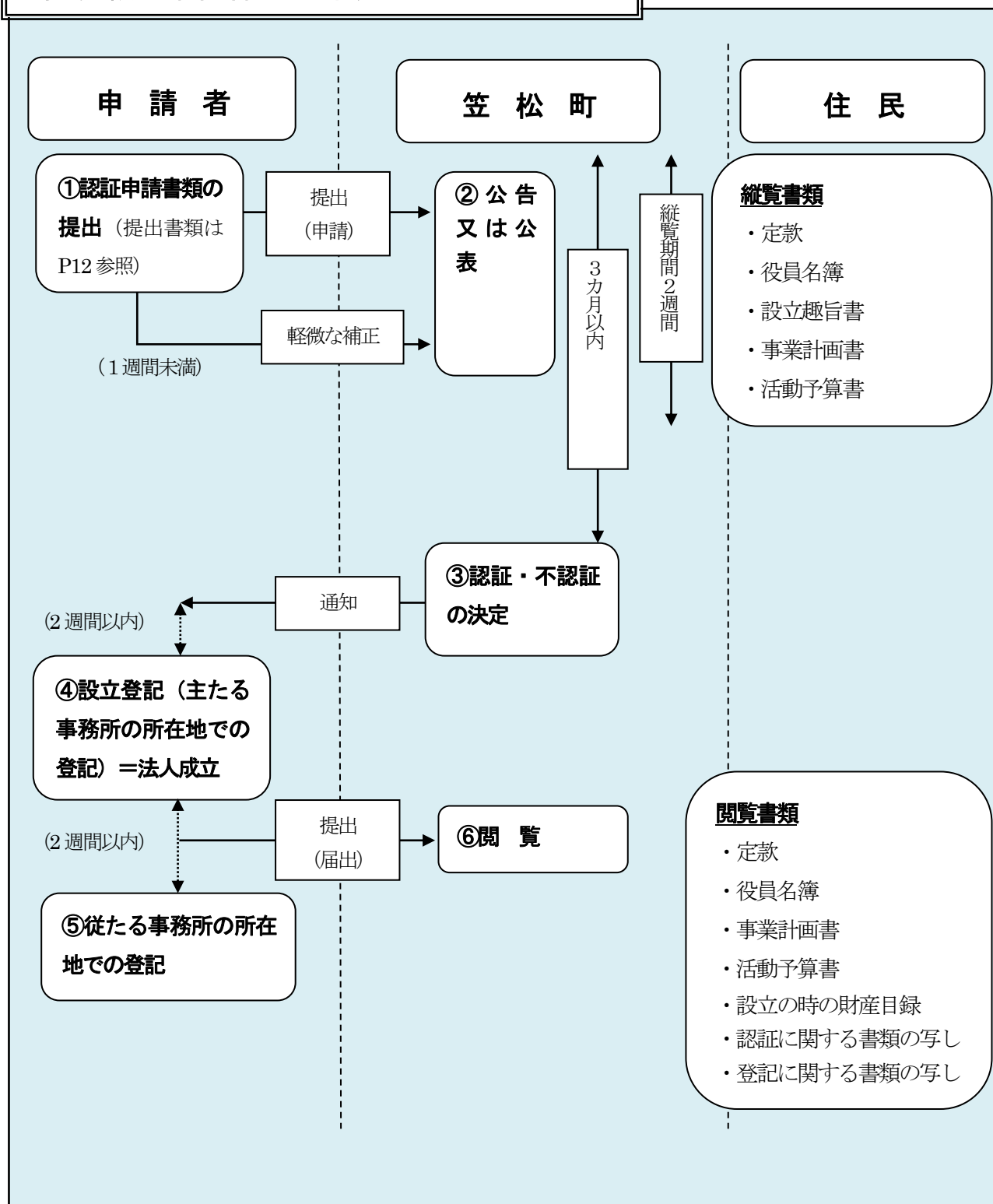
笠松町長は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から3カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法12②③）。

(3) 法人設立登記後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を笠松町長に届け出なければなりません（法13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、笠松町長が認証を取り消すことがあります（法13③）。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



設 立 認 証 申 請 書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 笠松町長

住民票の記載と完全に一致させる

申請者 住所又は居所

.....

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

定款の記載と完全に一致させる

- 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる

なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

- 2 代表者の氏名 〇〇〇〇

理事(理事長)の氏名を記載する

監事の氏名を記載してはならない

- 3 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町〇〇

町名及び番地まで記載

- 4 定款に記載された目的

この法人は、〇〇〇〇〇に対して〇〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

定款の記載と完全に一致させる

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面(申請の日前6月以内に作成されたもの) 1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

定款について

定款は、法人の基本的なルールを定めた根本規則です。NPO法人は、定款を作成するとともに、笠松町長に提出し、一般に閲覧することが義務づけられています。定款に定めた事項は、法的な効力を持ち、違反した場合は、笠松町長の監督の対象となります。

定款の記載事項としては、一般的に、①絶対に記載すべき事項(絶対的記載事項)、②相対的に記載できる事項(相対的記載事項)、③任意で記載できる事項(任意的記載事項)があります。

① 絶対的記載事項

絶対的記載事項は、定款に必ず記載しなければならないとして、法で定められている事項です。その記載を欠くか、その記載が違法であるときは、定款自体無効となり、法人の設立が認証されません。

ア 法第11条第1項各号で定める事項

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項
- 7) 会議に関する事項
- 8) 資産に関する事項
- 9) 会計に関する事項
- 10) 事業年度
- 11) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 12) 解散に関する事項
- 13) 定款の変更に関する事項
- 14) 公告の方法

イ その他法で定める事項

- 1) 設立当初の役員(法第11条第2項)
- 2) 役員の任期(法第24条)
- 3) 定款の変更のための議決方法(法第25条第1項)
- 4) 総会の招集方法(法第14条の4)

② 相対的記載事項

相対的記載事項は、定款で定めれば、法律よりも定款のその事項が優先されるような事項です。定款に記載を欠いても、定款自体の有効、無効には関係ありませんが、定款に記載しておかなければ、その事項について効力は生じません。

相対的記載事項の中には重要なものが多くあります。例えば、総会の特別多数要件の変更、理事会の決定における過半数要件の変更などです。これらは、定款で定めておかないと、法人の事務が硬直化したり、運営に大変な手間がかかってしまう場合もあります。法人に適した内容を定款で定めて下さい。

相対的記載事項としては、以下のとおりです。

- 1) 理事の代表権(法第16条)
- 2) 理事による業務の決定の方法(法第17条)
- 3) 定款の変更に係る特別多数要件の変更(法第25条第2項)
- 4) 社員による臨時総会の開催の請求に必要な社員(法第14条の3第2項)
- 5) 理事その他の役員に委任される法人の事務(法第14条の5)
- 6) 総会の決議事項の事前通知の原則の例外規定(法第14条の6)
- 7) 各社員の表決権の平等に関する特別な定め(法第14条の7第1項)
- 8) 総会に関して社員の書面による表決及び代理人を出席させることができる権限に関する特別な定め(法第14条の7第2項)
- 9) 電磁的方法による表決(法第14条の7第3項)
- 10) 「社員総会の決議」、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」、「社員の欠亡」、「合併」、「破産手続開始の決定」、「法第43条の規定による設立の認証の取消」以外の解散事由(法第31条第1項第2号)
- 11) 残余財産の帰属先(法第32条第1項)
- 12) 合併を決定する際の社員総会の議決における特別多数要件の変更(法第34条第2項)
- 13) 解散の決議に関する特別多数要件の変更(法第31条の2)
- 14) 破産手続開始の決定の場合を除く解散の場合に、理事以外を清算人に選任する規定(法第31条の5)

③ 任意的記載事項

任意的記載事項は、定款に記載を欠いても、定款自体の有効、無効とは関係なく、また定款に記載しておかなければ、その事項について効力が生じなくなるわけではありませんが、便宜上等の理由により記載する事項です。

ただし、任意的記載事項といえども定款に記載された以上は、絶対的記載事項等と同じ効力となります。任意的記載事項としては、次のようなものがあります。

- 1) 社員その他の会員に関する規定
- 2) 役員の種類、職務、報酬、選任
- 3) 会議の種別、構成、議長、定足数、議決、議事録など
- 4) 財産の構成、財産の管理、事業計画、予算など
- 5) 事務局の設置、備え付け書類
- 6) 委任 など

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町〇〇に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔①〕に対して、〔②〕に関する事業を行い、〔③〕に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- ⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 〇〇〇〇〇〇事業
 - ② 〇〇〇〇〇〇事業
 - ⋮
- (2) その他の事業
 - ① △△△△△事業
 - ② △△△△△事業
 - ⋮

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

＜第1条＞…必要的記載事項(法11①二)

＜第2条＞…必要的記載事項(法11①四)

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

＜第3条＞…必要的記載事項(法11①一)

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項(法11①三)

注：法第2条第1項の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

＜第5条＞…必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

＜第3章＞…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

＜第6条＞

注1：ここでの「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

＜第7条＞

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②ーイ）

＜第8条＞

注1：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

注2：総会又は理事会の権能と整合性をとること（定款第23条及び第32条を参照）

＜第9条＞

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

(退会)
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)
第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)
第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)
第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)
第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事

<第10条>
注：退会が任意であることを明確にする。
任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>
注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第12条>
注：非営利の原則に基づく規定であり、活動で得た利益や財産を構成員に分配や還元することはできない。
<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

<第13条>
注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。
注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。
注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第14条>
注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。
注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。
参考：第4項…法19

<第15条>
注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。（法16）。
注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。
注3：理事の代表権を制限し、代表権を持つ者（理事長等）と法人が不動産質

実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

貸など契約を締結する場合、利益相反行為となるため注意が必要(法第16条及び17条の4)

注4：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注5：監事は代表権を有しない。

<第16条>

注1：第1項…必要的記載事項(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第17条>

参考：法22

<第18条>

注1：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

注2：総会又は理事会の権能と整合性をとること(定款第23条及び第32条を参照)

<第19条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

(種別)
 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)
 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)
 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 (1) 定款の変更
 (2) 解散
 (3) 合併
 (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 (5) 事業報告及び決算
 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 (7) 入会金及び会費の額
 (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 (9) 事務局の組織及び運営
 (10) その他運営に関する重要事項

(開催)
 第24条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)
 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
 第27条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたと

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

<第23条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第32条参照）。

<第24条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第25条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日日の5日前までに行われなければならない（法14の4）。

なお、電子メールでの通知を行う場合は「書面又は電磁的方法をもって」等と規定する（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法（法規1））。

<第27条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法25②）。

<第28条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能と

きは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

する規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第29条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

参考：第4項…法14の8

<第30条>

注：第1項第2号…電磁的方法による表決を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者の数も付記する旨の記載が必要

注：第2項…署名の場合：氏名は本人の自筆、記名の場合：活字も可能。

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第32条>

注：総会の権能と整合性をとる（第23条参照）。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

<第36条>

参考：第2項…法17

<第37条>

注：第2項…書面による表決以外に電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる。

<第38条>

注：第1項第2号…電磁的方法による表決を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者の数も付記する旨の記載が必要

<第7章>…必要的記載事項（法11①八及び九）

<第39条>

注1：資産がない場合も規定は必要

注2：資産の総額（正味財産＝資産－負債）は登記が必要。毎事業年度末の正味財産（負債の場合も含む。）は変動するため、毎年登記の変更が必要（正味財産が変わらなければ登記は不要）。

<第40条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

<第 41 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 42 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第 43 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法 5②）。

<第 44 条>

注：総会又は理事会の権限と整合性をとること（定款第 23 条及び第 32 条を参照）。

<第 44 条～第 46 条及び第 49 条>

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法 27 一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第 48 条>…必要的記載事項（法 11①十）

<第 49 条>

注：総会又は理事会の権限と整合性をとること（定款第 23 条及び第 32 条を参照）。

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法 11①十二及び十三）

<第 50 条>

参考：法 25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）、役員の定数に関する事項（第 13 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)
- ⋮
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

48条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第8章参照）、公告の方法（第9章参照）をいう。

<第51条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第52条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法11③）。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法32②③）。

<第53条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第54条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成【 】年【 】月【 】日までとする。

成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞	岐阜県において発行する〇〇新聞
③電子公告	この法人のホームページ 内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)

①清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告(法31の12④)

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第1項・H28法改正で新設された、貸借対照表の公告に関する規定(法28の2①)の施行の日前に法人を設立する場合は、例えば、「1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第54条ただし書の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。」と記載する。

注3：第2項…必要的記載事項(法11②)役員名簿の記載内容と一致させる。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金 〇〇〇円
正会員会費 □□□円（1 年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円（1 年間分）

注4：第2項・役員の氏名は住民票の記載と一致させる。

注5：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない(第16条注2参照)。

注6 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

作成例

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	〇〇〇〇	・・・・・・・・	無
副理事長	□□□□	・・・・・・・・	無
理事	△△△△ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	有 ⋮
監事	▽▽▽▽ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	無 ⋮

- ・氏名、住所又は居所は、住民票と完全に一致させる(旧字体も住民票記載どおり)
- ・役員は個人に限定されており、法人や団体は就任できない

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

役員ごとのコピーを提出する
原本は申請者が保管する

設立総会の開催日又はそれ以降の就任を
承諾した日(任期初日の前日まで)を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

・住所又は居所、氏名は、住民票と完全に
一致させる(旧字体も住民票記載どおり)
・署名又は記名のどちらでもよい

監事の場合は監事と記載

住所又は居所

氏名 〇〇〇〇

印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、役員の住所又は居所を証する書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

作成例

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、NPO法人の構成員の意味であり、総会で表決権を持つ者のこと
役員が社員である場合は、役員を記載してもよい

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇〇〇	
△△△△	
⋮	⋮

団体会員の場合は、氏名欄に「団体名」、「代表者の肩書」、「代表者名」を記載
し、住所又は居所は団体の主たる事務所の所在地を記載

(備考)

- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会の開催日又はそれ以降の申請の日までを記載

住所又は居所、氏名は住民票のとおり記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

.....

氏名 〇〇〇〇

印

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 任意団体としての取り組みや活動実績
- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由
- ・ 法人としての今後の取り組み

等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)
- ・ 経緯を時系列的に記載するとわかりやすい
○年○月 任意団体を設立
○年○月 ○○活動を実施
○年○月 特定非営利活動法人に向けて勉強会を開催
○年○月 設立総会を開催

等

設立総会の開催日又はそれ以降の申請の日までを記載

○○年○○月○○日

住所又は居所、氏名は住民票のとおり記載

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者 住所又は居所

.....

氏名 ○○○○

印

翌事業年度分は以下のように記載

平成〇〇年度の事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」の
期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針 当該年度の事業についてどのように実施するかを記載

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、
(A)から (E)までの事項をも
れなく記載活動予算書で事業費を事業別
に区分している場合に記載す
る。区分していない場合は、任
意の記載事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う。	(A) 年2回(5月と1 0月に行う。) (B) 地域の通学路や 駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅 を利用する 市民 (E) 不特定多数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を 行う活動の実施を検討してい る他の団体を支援するため、電 子メールの利用による助言窓 口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向け た開設準備委員会を発足させ る。	・本事業年度は、実 施予定なし。	—	—
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営利活 動法人に所属し、自然環境の保 護に関する研究や実務に携わ っている方々を招き、講演会を 開催する。	(A) 年1回(1月に開 催する。) (B) 中央公民館 (C) 8人	(D) 自然環境の 保護に関心 がある市民 (E) 50人	600

活動予算書の「事業費合計」
と事業計画書の「全体の合
計額」を一致させる

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、
(A)から (C)までの事項をも
れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティーコンサートを開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。	—

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と事業計画書の全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

作成例

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる 設立当初の事業年度 活動予算書 翌事業年度分については ○年度 活動予算書 ×年×月×日から×年×月×日までと記載		特定非営利活動法人○○○○○ (単位：円)	
科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
2. 受取寄附金	×××		
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
3. 受取助成金等	×××		
受取民間助成金	×××	×××	
4. 事業収益	×××		
○○事業収益	×××	×××	
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
福利厚生費	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
福利厚生費	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 笠松町長

設立申請の補正の場合、設立総会で選出された設立代表者を記載

申請者 住所又は居所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇

号

氏 名 〇〇 〇〇 印
電話番号 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇

既にNPO法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地及び代表者名を記載

〇〇

補正書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申請した、[補正する書類の種類] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補正の内容

※補正後と補正前の対照表は、以下のように作成する

補正後	補正前
定款 第〇条 〇〇〇〇…	定款 第〇条 〇〇〇〇…
⋮	⋮

2 補正の理由

(備考)

- (1) [補正する書類の種類] には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- (2) 1には、補正する箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- (3) 補正書には、補正後の書類を添付すること。提出部数は笠松町長に確認すること。

4 設立の登記・登記完了届

認証後、主たる事務所の所在地を所管する法務局で設立の登記をすることによって法人として成立します。

この設立の登記は、認証のあった日から2週間以内にしなければなりません。

また、従たる事務所がある場合は、主たる事務所の設立登記をした後、2週間以内に、その所在地において登記をしなければなりません。

なお、主たる事務所の設立登記後、遅滞なく、その登記事項証明書等を添付した届出書を笠松町長に提出しなければなりません。

(1) 設立の登記

ア 設立の登記

特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地を所管する法務局で設立の登記をすることによって成立します。

この登記は、政令(組合等登記令)で定めるところにより、登記することになります。

登記事務の詳細については、所管の法務局にお問い合わせ下さい。

イ 登記事項(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 組合等登記令別表の登記事項欄に掲げる事項

「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」「資産の総額」が登記事項となっています。なお、資産の総額については、毎事業年度末日現在の額を、事業年度終了後3か月以内に变更登记する必要があります(組合等登記令第3条第3項)

ウ 添付書類(組合等登記令第16条、商業登記法第19条)

- ① 定款
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面
- ③ 笠松町長の発行した認証に関する書類
- ④ 資産の総額を証する書面

(2) 設立登記完了届

主たる事務所の所在地で、設立の登記を完了したときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書等を添付した設立登記完了届出書(第2号様式)を笠松町長に提出しなければなりません(法13②)。

法人設立登記後の届出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
設立登記完了届出書	1	40
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—
設立の認証に係る定款	1	—
設立の時の財産目録	1	41

設立登記完了届出書

（あて先）笠松町長

届出書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

主たる事務所の所在地

岐阜県羽島郡笠松町〇〇

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

設立の時の財産目録
平成××年×月×日現在

登記事項証明書に記載
してある法人設立の年
月日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

正味財産＝資産合計－負債合計

第3章 法人の管理・運営について

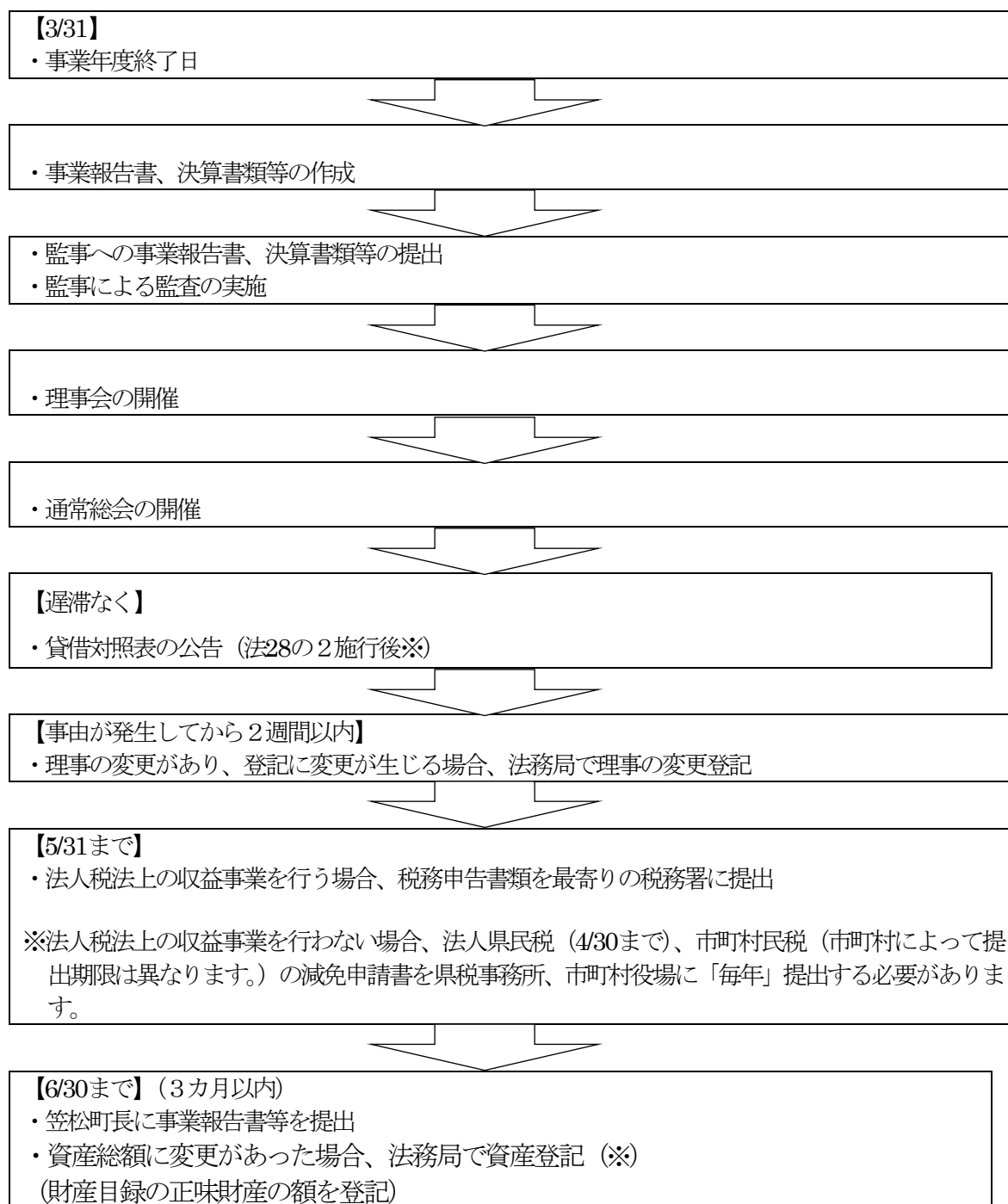
1 事業年度終了後の報告

NPO法人は、岐阜県の条例で定めるところにより、毎事業年度終了後3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等（次頁①～⑦の書類）を笠松町長に提出しなければなりません(法29)。

なお、笠松町長は、上記事業報告書等について、NPO法人から3年以上にわたって提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます(法43①)。

○事業年度終了後の主なフロー

※事業年度が4月から3月までの法人の場合



※なお、資産総額に変更があった場合の総資産額の登記は、貸借対照表の公告に関する規定の施行日以後は、登記不要。その代わり、貸借対照表を、その作成後遅滞なく公告しなければならない（法28の2）。

○ 毎事業年度終了後 3 カ月以内に提出する書類

提出書類			部数	参照 頁
①	事業報告書等提出書（第 7 号様式）		1	48
②	事業報告書	事業報告書等 計算書類	2	49、50
③	活動計算書 ※当分の間、収支計算書を提出することも可（法附則3）		2	51～ 54
④	貸借対照表		2	55
⑤	財産目録		2	59
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）		2	73
⑦	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		2	74

【事業報告書等の提出を怠ったときの罰則等】

- ・ 3 年間笠松町長への提出を怠ると、NPO法人の認証取消し(法43①)
- ・ 事業年度終了後 3 カ月以内に笠松町長への提出を怠ると 20万円以下の過料(法80⑤)

2 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません(法28①)。

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)も同様にそのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません(法28②)。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません(法28③)。

一方、笠松町長は、事業報告書等(閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類(事業報告書又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければなりません(法30)。

○ 閲覧書類

書 類 名		N P O法人 (閲覧)		笠松町 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等 ^(注1)	事業報告書	○	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	○	過去5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿	○		○	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○	
役員名簿 ^(注2)		○		○	
定 款 等 ^(注2)	定款	○		○	
	認証書の写し	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

(注1) 設立後、最初の事業報告書等を作成するまでは、認証申請時の事業計画書、活動予算書及び設立時の財産目録を備えおくことになります。

(注2) 笠松町又はNPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、“最新”のものが閲覧等の対象となります。

○ 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

- (注1) 平成28年法改正により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。
- (注2) この規定は、公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「2号施行日」といいます。）以後に平成28年改正後の法28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成28年改正法附則4①）。
- (注3) （注2）にかかわらず、NPO法人が施行日（平成29年4月1日）より前に作成し、又は施行日から2号施行日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成28年改正法附則4②③）。
- a 2号施行日に平成28年改正後の法28①の規定により作成したものとみなして、2号施行日以後遅滞なく特定貸借対照表を公告する
 - b 2号施行日までに特定貸借対照表を公告する
- (注4) 2号施行日までは、特定貸借対照表の公告とともに、資産の総額の登記も必要となります。

（公告方法）

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

<解説>

NPO法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法28の2①一）
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法28の2①二）
(注) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法28の2②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）（法28の2①三）
(注1) 内閣府令で定めるものとは、法規第1条第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法規3の2①）

- (注2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。(法28の2③)
- (注3) 公告をしなければならない期間(以下「公告期間」といいます。)は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります(法28の2④)。
- (注4) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません(法28の2⑤)。
- a 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意でかつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること(法28の2⑤一)
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと(法28の2⑤二)
 - c NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと(法28の2⑤三)
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法(法28の2①四、法規3の2②)
- (注1) 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています(法規3の2②)。
- (注2) 公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります(法規3の2③)。

事業報告書等提出書

提出書の提出年月日を記載

年 月 日

(あて先) 笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

備考 次の書類を各2部添付すること。

- (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- (2) 前事業年度の年間役員名簿(前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- (3) 前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した書面

〇〇年度の事業報告書

前事業年度の期間を記載

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

どのように事業を実施したかを記載

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。
- ・ホームページの開設のための議論の検討結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、3月1日から開設している。

実施した事業は、(A)から
(E)までの事項をもれなく
記載事業実施により利益を
受けた対象者の範囲
と人数を記載活動計算書で事業費を
事業別に区分している場
合に記載する。区分して
いない場合は、任意の記
載事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (概算)(単 位:千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行った。	(A) 5月〇日及び 9月△日に行 った。 (B) 〇〇地域の通 学路、△△駅周 辺 (C) 20人	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う活動の実施を検討 している他の団体を支援す るため、電子メールの利用 による助言窓口を開設し た。	(A) 3月1日から 随時行った。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希 望する他 の団体 (E) 1団体	110
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催した。	(A) 1月〇日に開 催した。 (B) □□市文化会 館 (C) 8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50人	600

活動計算書の「事業費合計」と
「全体の合計額を一致させる

「その他の事業」を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業
の事業内容とは、相違点を明らかにして記載

実施した事業は、(A)から (C)まで
の事項をもれなく記載

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位: 千円)
① 会員相互の 親睦会の開催	・ 会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティー コンサートの開催	・ 自然環境の保護に関するイ ベントにおいて、チャリ ティーコンサートを開催す る。	・ 本事業年度は、実施しなかった。	—

記載する場合には、活動計算書の「事業費合
計額」と「全体の合計額」を一致させる

(備考)

- 2 は、(1) には特定非営利活動に係る事業、(2) にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 (2) には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

作成例

平成〇〇年度 活動計算書		当該事業年度の期間を記載	
平成××年×月×日から平成××年×月×日まで		特定非営利活動法人〇〇〇〇	
(単位：円)			
科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....			
2. 受取寄附金	×××		
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....			
3. 受取助成金等	×××		
受取民間助成金	×××		
.....			
4. 事業収益			
〇〇事業収益			
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....			
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××		
事業費計			×××
2. 管理費			
(1) 人件費	×××		
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××		
管理費計			×××
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		× × ×	
.....		× × ×	
経常外収益計			× × ×
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		× × ×	
.....		× × ×	
経常外費用計			× × ×
税引前当期正味財産増減額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認		× × ×
法人税、住民税及び事業税			× × ×
当期正味財産増減額			× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
次期繰越正味財産額	貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認		× × ×
※ 今年度はその他の事業を実施していません			
その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要			

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。			
(一般正味財産増減の部)	用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金振替額		× × ×	
.....			
II 経常費用			
2. 事業費			
援助用消耗品費		× × ×	
.....			
(指定正味財産増減の部)			
受取寄附金		〇 〇 〇	
.....			
一般正味財産への振替額		△ × × ×	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

作成例（定款にその他の事業が掲げられている場合の活動計算書）

平成〇〇年度 活動計算書		当該事業年度の期間を記載	
平成××年×月×日から平成××年×月×日まで		特定非営利活動法人〇〇〇〇	
(単位：円)			
科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業
で得た利益の
振替額

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致
することを確認

前事業年度活動計算書の
「次期繰越正味財産額」と
金額が一致することを確認

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいはその他の事業について記載する列のない様式例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記

作成例

当該事業年度の末日を記載		平成〇〇年度 貸借対照表 平成××年×月×日現在		特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位：円)	
科目		金額			
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金		×××			
未収金		×××			
.....		×××			
流動資産合計			×××		
2. 固定資産					
(1) 有形固定資産					
車両運搬具		×××			
什器備品		×××			
.....		×××			
有形固定資産計		×××			
(2) 無形固定資産					
ソフトウェア		×××			
.....		×××			
無形固定資産計		×××			
(3) 投資その他の資産					
敷金		×××			
〇〇特定資産		×××			
.....		×××			
投資その他の資産計		×××			
固定資産合計			×××		
資産合計				×××	
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金		×××			
前受民間助成金		×××			
.....		×××			
流動負債合計			×××		
2. 固定負債					
長期借入金		×××			
退職給付引当金		×××			
.....		×××			
固定負債合計			×××		
負債合計				×××	
III 正味財産の部					
前期繰越正味財産			×××		
当期正味財産増減額			×××		
正味財産合計				×××	
負債及び正味財産合計				×××	
「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認					
「資産合計」と金額が一致することを確認					
活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認					

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。	
I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	×××
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

作成例

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載

(2) 固定資産の減価償却の方法

（記載例 有形固定資産は、法人税法の規定に基づき定率法で償還をしています。）

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

（記載例 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。）

・〇〇引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

（記載例 施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。）

（また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。）

(5) ボランティアによる役務の提供

（記載例 ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。）

(6) 消費税等の会計処理

（記載例 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。）

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載

2. 会計方針の変更

3. 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

5.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳
(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6.使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載

7.固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8.借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9.役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載

・ 重要な後発事象

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの(例:自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)について記載

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円で

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載

作成例

〇〇年度 財産目録 ××年×月×日現在 当該事業年度の末日を記載 特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位：円)			
科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			基本的に貸借対照表上の金額 と同じ金額を記載
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金	×××		
××事業未収金	×××		
.....			
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....			
歴史的資料	評価せず		金銭評価ができない資産に ついては「評価せず」として記 載できる
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....			
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
××銀行定期預金	×××		
.....			
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....			
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....			
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....			
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

計算書類等の作成例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費		750,000	
2. 受取寄附金		290,000	
3. その他収益		10,000	
経常収益計			1,050,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	100,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	150,000		
通信運搬費	100,000		
減価償却費	50,000		
雑費	50,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計			950,000
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			450,000
次期繰越正味財産額			550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。詳細は「実務担当者のためのガイドライン」(平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という) Q&A12-1～12-3参照

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。事業費と管理費の意味については、I 2(2)及びガイドライン Q&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、I 2(2)及びガイドライン Q&A14-2を参照

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別(旅費交通費、通信運搬費など)に内訳を記載する。事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合にはガイドラインの記載例2の注記の2を参照

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認

貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		450,000	
当期正味財産増加額		100,000	
正味財産合計			550,000
負債及び正味財産合計			550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認

財産目録
××年××月××日現在
特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金 ←	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

口座番号の記載は不要

計算書類の注記

該当する項目のみ記載

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
通勤費 福利厚生費	
(2) その他経費 売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	講師等に対する謝礼金。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P154の様式例参照）。

研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P154の様式例参照）。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

（注） 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金 (△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

・ 活動計算書

事業年度における NP0 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NP0 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

・ 貸借対照表

事業年度末における NP0 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NP0 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です。

また、現段階において NP0 法人の望ましい会計基準とみなされる「NP0 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例も掲載しています。計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NP0 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NP0 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該 NP0 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NP0 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものと別、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。

しかし、法改正案の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。

一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

（１） 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

（２） 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していないNPO 法人が多数ありますが、NPO 法人間の比較可能性やNPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）

- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

（３） ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NP0 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています。

この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。

無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

（１） 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NP0 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NP0 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めている（同基準注解 13）、①寄附者により使用等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドラインQ&A27－3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（２）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式例参照）。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

（１）注記の記載

現在、計算書類に注記を付している NPO 法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記する必要があります。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者（２親等内の親族）
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他 NP0 法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成

金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6. 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

（1）使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金

- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

（２）対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

２．会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の３つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

３．経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

カ 収支予算書及び収支計算書による代替

改正法の附則では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来の NPO 法人の会計処理（従来の手引きに基づくものを含む）によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

作成例

前事業年度の年間役員名簿

年 月 日から 年 月 日まで

・前事業年度の期間を記載する
・法人成立後初めての報告の場合は、始期を登記事項証明書に記載のある法人成立日を記載

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載

・前事業年度中に役員であった人は全て記載
・例えば、事業年度が4月～3月で役員の改選が5月にある場合は、前任者の記載も必要

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	〇〇〇〇	・・・・・・・・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
副理事長	□□□□	・・・・・・・・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
理事	△△△△ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	〇年〇月〇日から □年□月□日まで
監事	▽▽▽▽ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	⋮ 〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮	⋮ 報酬無し ⋮

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

作成例

NPO 法上の社員とは、法人の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

年 月 日現在

前事業年度の末日
を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇〇〇	・ ・ ・ ・ ・
△△△△	・ ・ ・ ・ ・
⋮	⋮

団体会員の場合は、氏名欄に「団体名」、「代表者の肩書」、「代表者名」を記載し、住所又は居所は団体の所在地を記載

(備考)

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

3 役員変更等の届出

NP0 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、笠松町長に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません(法 23①)。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を笠松町長に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更（役員変更届の提出が必要な事業）」には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 新任
- ② 再任
- ③ 任期満了
- ④ 死亡
- ⑤ 辞任
- ⑥ 解任
- ⑦ 住所又は居所の異動
- ⑧ 改姓又は改名

○ 役員変更等の届出書類

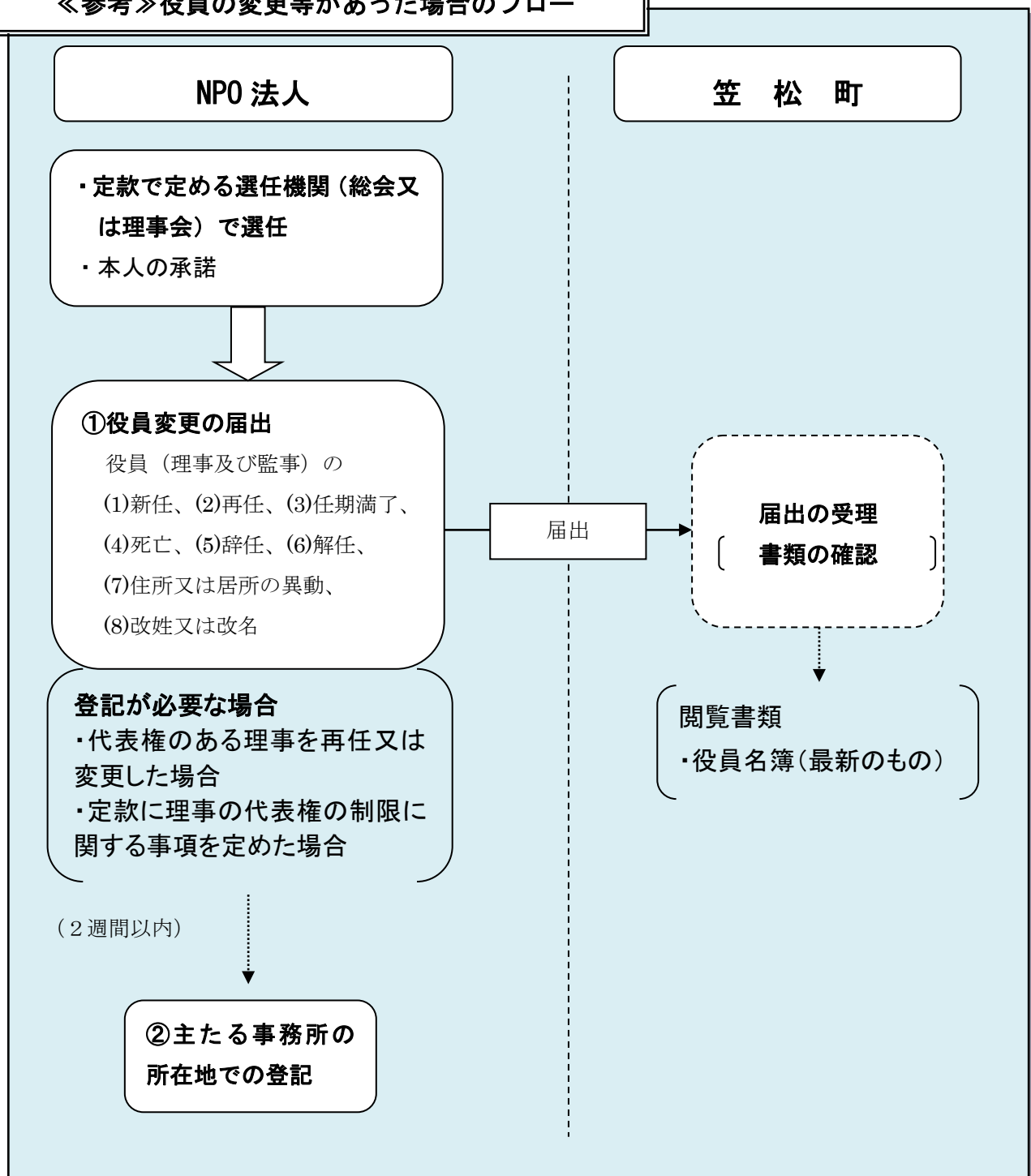
(1)役員変更があった場合に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
役員の変更等届出書	1	77、78
変更後の役員名簿	2	29 を参考

(2)上記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	1	79
役員の住所又は居所を証する書面（届出の日6月以内に作成された住民票等*） * 氏名・住所・役所の証明印、証明年月日の記載があればよく、 本籍地の記載等は必要ありません。 * 役員になられる方のみの記載でよく、家族全員の記載は必要ありません。 * 外国語で作成されているときは、その訳文を添付すること。	1	—

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



役員の変更等届出書

提出年月日を記載

年 月 日

(あて先) 笠松町長

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所
任期満了に伴い退任した場合			
平成29年3月31日 任期満了	理事	中央 太郎	
任期満了後に再任した場合			
再任	理事	銀座 春子	
新任の場合 平成29年4月1日			
新任	理事	千代田 一郎	
住所の異動をした場合			
平成29年3月31日 住所の異動	理事	岐阜 太郎	
任期満了後に役名を変更した場合			
平成29年3月31日 任期満了	理事	新橋 夏子	
平成29年4月1日 新任	監事	新橋 夏子	
「新任」の場合、以下の書類を併せて提出する ・就任承諾及び誓約書の謄本(原本は法人で保管) ・住民票の写し等[コピー(複製)は不可]			

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所
赤坂四郎が任期途中で辞任し、霞五郎が補欠として選任された場合			
平成 18 年 3 月 1 日 辞任 新任（補欠）	理事 理事	赤坂 四郎 霞 五郎	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

※変更後の役員名簿については、2 部添付すること

- 備考
- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
 - 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
 - 3 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
 - 4 「住所又は居所」の欄には、条例第 2 条第 2 項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること
 - 5 変更後の役員名簿を添付すること。
 - 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面（届出の日前 6 月以内に作成されたもの）
 - (3) 上記 (2) の書面が外国語で作成されているときは、その訳文

作成例

役員ごとの謄本を提出する
原本は法人が保管する

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

住所又は居所、氏名は住民票と完全に一致させる(旧字体も住民票の記載どおり)

監事の場合は
監事と記載

就任承諾及び誓約書
住所又は居所
氏名 〇〇〇〇 印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、当該役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

- 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。
- 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
 - 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 定款の変更

NP0 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9 ①）。

イ 定款変更の認証申請

NP0 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、笠松町の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を笠松町長に提出し、笠松町長の認証を受ける必要があります（法 25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含む時は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して笠松町長に提出する必要があります。

定款の変更にあたり笠松町長に対して提出された書類の一部は、受理した日から 1 カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。笠松町長は、縦覧期間を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 25⑤）。

認証後、NP0 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3 週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①、組登令 11③）。

登記完了後、NP0 法人は、定款の変更の登記完了提出書を笠松町長に提出する必要があります（法 25⑦）。

（注）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NP0 法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

○ 定款変更認証申請を行う場合に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
定款変更認証申請書	1	83
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	84
変更後の定款	3	—

(2) 上記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	35、36 を参考
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	37 を参考

※「定款変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から2カ月程度経過後の日）

(3) 上記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての 報酬の有無を記載した名簿)	変更後の 所轄庁に 確認	29 を参考
確認書		32 を参考
前事業年度の { 事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の名簿 又は(設立後これらの書類が作成されるまでの間は) 設立の時の事業計画書、活動計算書、財産目録		49、50 51～54 55 59 73 74 又は 35～37、41

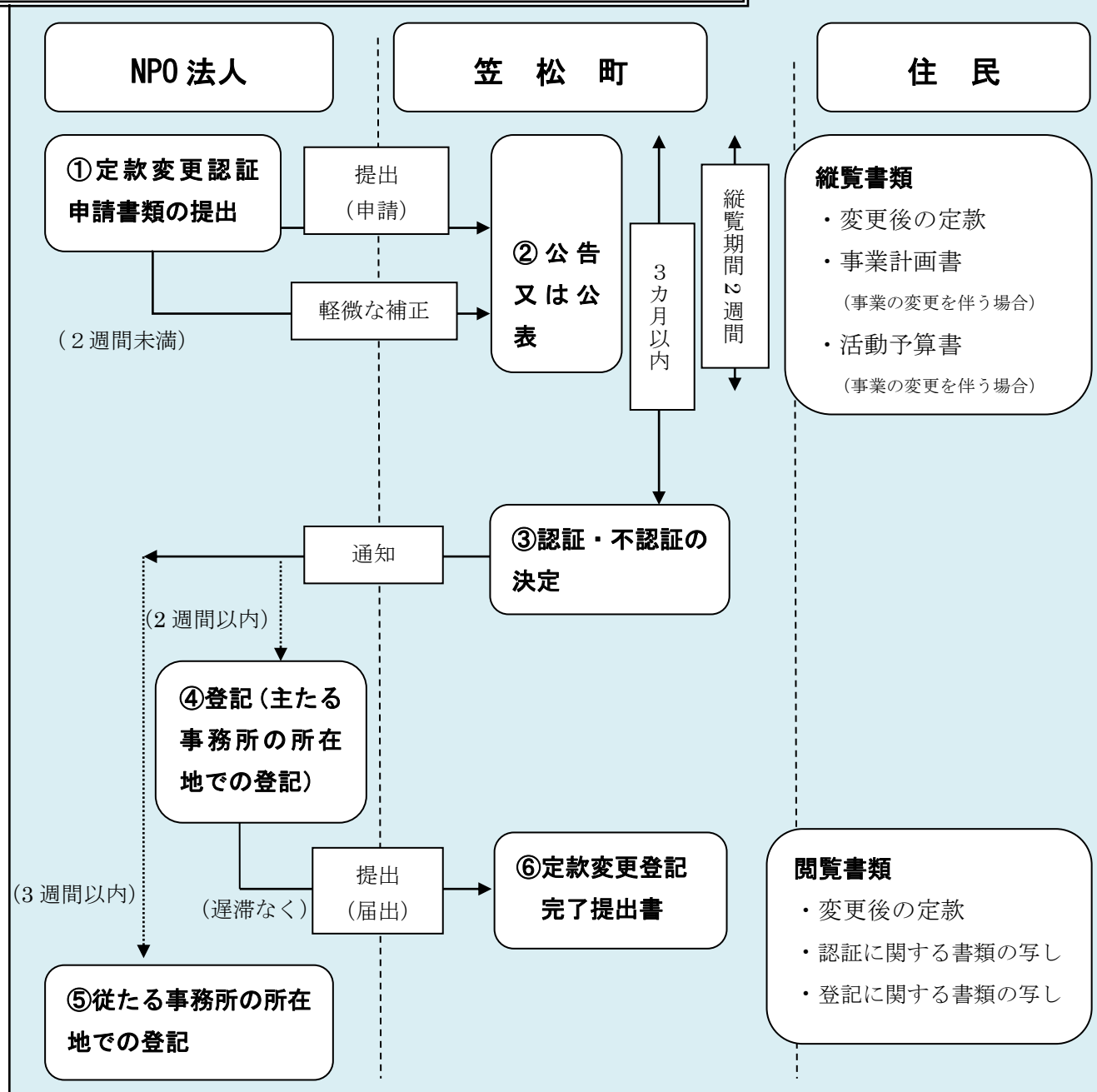
※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（軽微なものに限ります）

補正書	38
-----	----

○ 定款変更認証後に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書	1	85
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

申請書の提出年月日を記載

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第○条 ○○○○・・・ 附則 この定款の変更は、○年○月○日から施行する。	第○条 △△△△・・・

2 変更しようとする日

- ・定款の最後にも、忘れずに記載
- ・認定書が手元に届いたら、認定日を定款に記録し保管

3 変更の理由

「所轄庁から認証があった日」と記載

備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1 部
- (2) 変更後の定款 3 部
- (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） 2 部

2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考 1 に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
- (2) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
- (3) 直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第 10 条第 1 項 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び法第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項の財産目録） 1 部

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 第 回 総会議事録

- 1 開催日時 年 月 日 時から 時まで
- 2 開催場所
- 3 会員総数及び出席者数 会員総数 〇〇人
出席者数 〇〇人（うち書面表決者〇〇人、表決委任者〇〇人）
- 4 審議事項
 - （１）定足数の確認について
 - （２）議長選任について
 - （３）定款第５条変更に関する事項について
 - （４）平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画及び活動予算について
 - （５）申請に際して軽微な変更について
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - （１）理事〇〇〇〇氏が本日の総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。
 - （２）議長に、〇〇〇〇氏が全会一致で選任された。
 - （３）議長より、〇〇〇〇〇に関する事業について、〇〇〇〇〇ため、定款の第５条に事業の追加をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全会一致で原案どおり可決された。
 - （４）今回の定款変更が事業の変更を伴うため、平成〇〇年度及び平成〇〇年度の事業計画及び、活動予算につき概要を説明し、議決を求めたところ、全会一致で原案どおり可決された。
 - （５）申請書類の軽微な事項の修正については、理事長に一任する旨提案があり承認された。
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、議事録署名人に〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を選任したいとの提案があり承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

	年	月	日	
議	長	〇〇	〇〇	印
議事録署名人		〇〇	〇〇	印
同		〇〇	〇〇	印

定款の変更の登記完了提出書

提出年月日を記載

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により提出します。

【添付書類】

・登記事項証明書1部及びその写し1部

備考 登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること。

□ 定款変更の届出（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの以下のフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、笠松町長の認証は不要であり、笠松町長に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を笠松町長に届け出なければなりません（法 25⑥）。

また、法人は、事務所の所在地の変更により登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を笠松町長に提出する必要があります（組登令 3①、組登令 11③）。

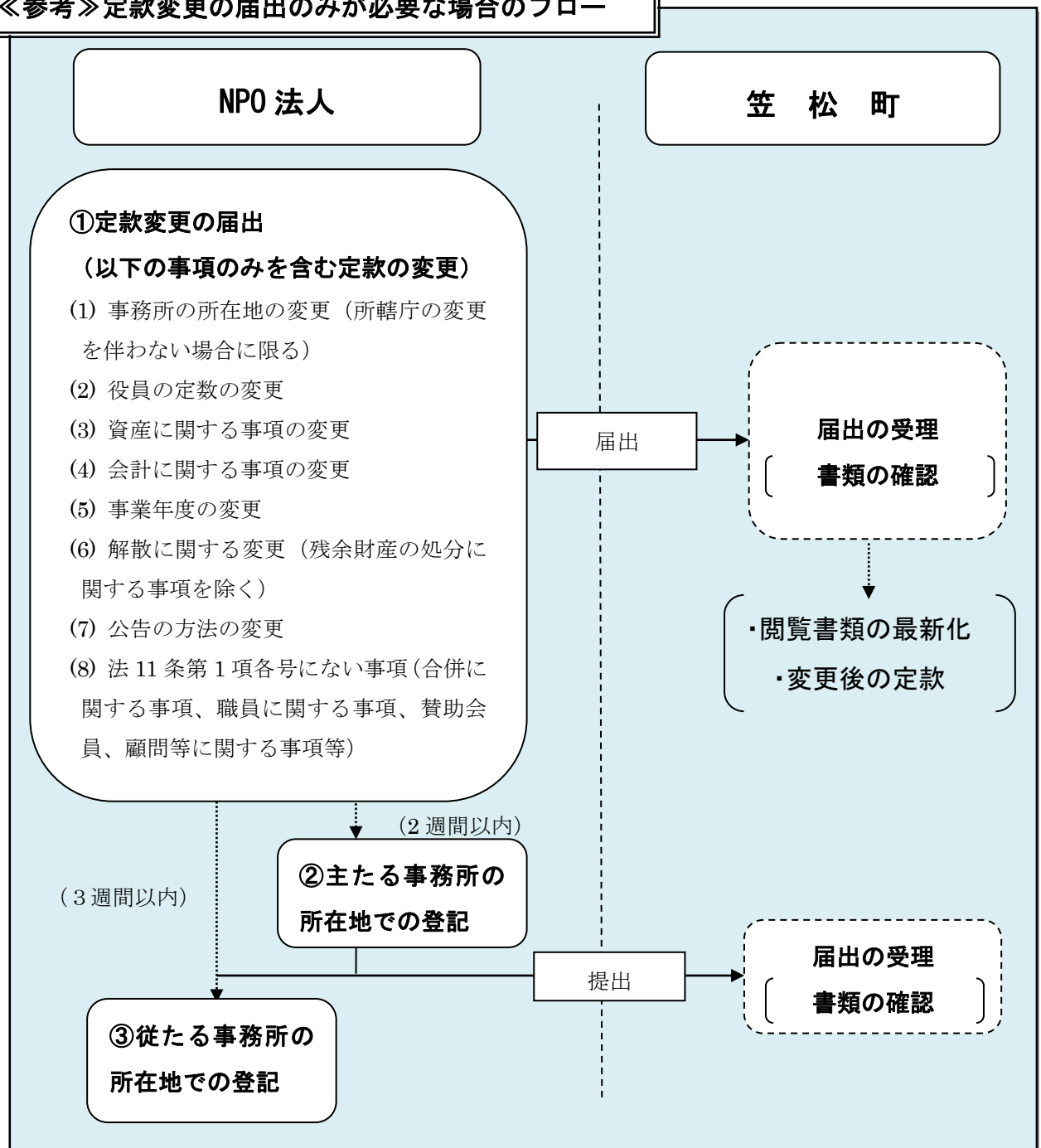
○ 定款変更届出時に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
定款変更届出書	1	88
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	89
変更後の定款	2	—

○ 定款変更後に提出する書類（変更が登記事項の場合のみ提出）

提出書類	部数	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書	1	85
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー



定 款 変 更 届 出 書

申請書の提出年月日を記載

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧
第〇条 ○○○○・・・ 附則 この定款の変更は、平成○○年○○月○○日から 施行する。	第〇条 △△△△・・・

・総会で議決した日を記載
・定款の最後にも、忘れずに

2 変更した日

総会の議決により変更した日を記載

3 変更の理由

【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）[1部]
- ・変更後の定款（法第25条第4項）[2部]

備考 議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること

【作成例（一般的な議事録）】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 第 回 臨時総会議事録

- 開催日時 年 月 日 時から 時まで
- 開催場所 市 町 丁目 番地 会館 会議室
- 正会員総数 〇〇人
- 出席者数 〇〇人（うち書面表決者〇〇人、表決委任者〇〇人）
- 審議事項
第1号議案 定款第2条の変更
- 議事の経過の概要及び議決の結果
 理事〇〇〇〇氏から、本日の出席者数の報告があり、定款〇条により定足数を満たし成立したことが告げられ、開会を宣言した。
 議長選任について諮ったところ、〇〇〇〇氏が全会一致で選任された。
 第1号議案
 議長より、現在の法人事務所が手狭になったため、岐阜県羽島郡笠松町〇〇番地に事務所を移転し、定款第2条を次のとおり変更したい旨説明があり、議決を求めたところ、全会一致で原案どおり可決された。
 （事務所）
 第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町〇〇番地に置く。
- 議事録署名人の選任
 議長より、本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を選任したいと提案があり、全員異議なくこれを承認した。
 以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日
 議長 〇〇 〇〇 印
 議事録署名人 〇〇 〇〇 印
 同 〇〇 〇〇 印

【作成例（書面決議による議事録）】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 書面決議による第 回 総会議事録

- 総会があったものとみなされた日 年 月 日
- 会員総数及び表決数 会員総数 〇〇人
 表決数 〇〇人
 （書面表決者 〇〇人、電磁的記録による表決者 〇〇人）

社員全員の賛同が必要
- 提案者 理事長 〇〇〇〇
- 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する件
 次のとおり変更する（変更日：平成 年 月 日）

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町〇〇番地に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町〇〇番地に置く。
 - 役員の任期満了に伴う改選の件
 次のとおり選任した。（全員再任）
 理事〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 監事△△△△
- 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名
 理事 〇〇〇〇

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により、第 回総会の決議があったものとみなされたので、決議を明確にするため、理事長及び議事録作成者がこれに署名捺印をする。

年 月 日
 理事長 〇〇 〇〇 印
 議事録作成者 〇〇 〇〇 印

第4章 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を笠松町長に提出し、認証を受けなければなりません (法 34)。

笠松町長から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります (法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります (組登令 8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2 月を下回ってはなりません。

○ 合併認証申請の提出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
合併認証申請書	1	92
定款	2	16～28
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	29
就任承諾及び誓約書の謄本	1	30
役員の住所又は居所を証する書面 (申請の日 6 月以内に作成された住民票等*) *氏名・住所・役所の証明印、証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。 *役員になられる方だけの記載でよく、家族全員の記載は必要ありません。 *外国語で作成されているときは、その訳文を添付すること。	1	—
社員のうち 10 人以上の者の名簿	1	31
確認書	1	32
合併趣旨書	2	33 を参考
合併についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	34 を参考
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	35、36 を参考
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	37 を参考

合 併 認 証 申 請 書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

1 合併後存続する(合併により設立する)特定非営利活動法人の名称

2 代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事(理事長)の氏名を記載

3 主たる事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の所在地を記載(番地まで)

4 定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と完全に一致させる

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 定款 2部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(申請の日前6月以内に作成されたもの) 1部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した書面 1部
- (8) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (9) 合併趣旨書 2部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

2 合併の登記・合併登記完了届

(1) 合併登記完了登記

NP0 法人の合併は、合併後存続する NP0 法人又は合併によって設立する NP0 法人の主たる事務所の所在地において、法務局で合併の登記をすることによって、その効力を生じます(法 39①)。

(2) 合併登記完了届出

合併の登記を完了したときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書等を添付した合併登記完了届出書を知事に提出しなければなりません(法 39②で準用する法 13 ②)。

合併後の届出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
合併登記完了届出書	1	94
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—
合併の認証に係る定款	1	—
合併の時の財産目録	1	41 を参考

合 併 登 記 完 了 届 出 書

届出書の提出年月日を記載

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- （1） 合併の認証に係る定款
- （2） 合併当初の財産目録
- （3） 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

3 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を笠松町長に提出し、笠松町長から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を笠松町長に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）

(2) 清算の結了まで

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を笠松町長に届け出なくてはなりません（法 32）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

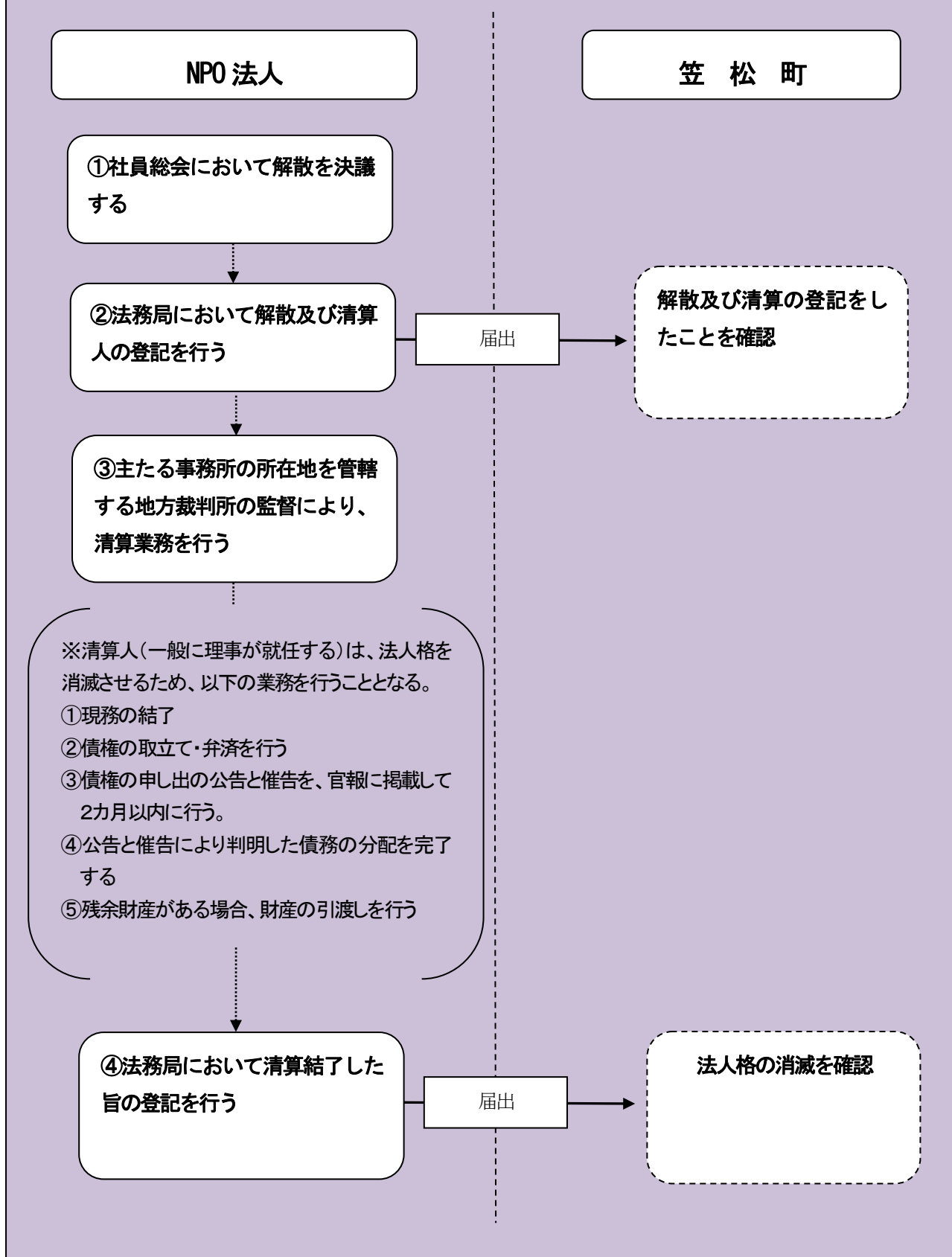
(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
解散届出書	1	98
登記事項証明書	1	—

(2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
清算結了届出書	1	101
登記事項証明書	1	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



様式第8号（第11条関係）

解 散 認 定 申 請 書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

清算人個人の住所又は居所、
氏名、電話番号を記載

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

例えば、（主要メンバーが退会し活動を継続することが難しいため）、（メンバーが高齢化し活動を継続することが難しいため）など

【添付書類】

・登記事項証明書1部

（備考）

- の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠乏）又は6（破産手続きの開始の決定）を記入すること。
- 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

提出書の提出年月日を記載

清算人就任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就職した年月日

【添付書類】

・登記事項証明書1部（就任した清算人の登記を証するもの）

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号（第13条関係）

申請書の提出年月日を記載

残余財産譲渡認証申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

譲渡すべき残余財産	残余財産の譲渡を受ける者

様式第12号（第14条関係）

届出書の提出年月日を記載

清 算 結 了 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類】

・登記事項証明書1部（清算終了の登記をしたことを証するもの）

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

第 5 章 NPO 法人の会計・税務等

1 会計の原則・会計書類

(1) 会計の原則について

法第27条で、会計の原則が3つ定められています。

- ① 正規の簿記の原則
- ② 真実性と明瞭性の原則
- ③ 継続性の原則

イ 正規の簿記の原則

簿記とは、日常的な記録をし、決算をするための会計帳簿のシステムのことですが、一般に単式簿記と複式簿記の2つの種類があります。

単式簿記とは、家計簿やこづかい帳をつけるのと同じように、資金の出入りを記入していく方法で、特に会計の知識がなくてもできる簡単な方法です。小規模な会員制組織のように取引内容が単純な場合に適しています。

これに対して、複式簿記とは、1つの取引を借方と貸方の2つの勘定科目に分けて「仕訳」をし、借方と貸方のそれぞれの勘定科目の金額を「元帳」に転記して、勘定科目ごとに集計していく方法です。通常の企業会計で用いられており、ある程度の規模の組織や事業型の団体などに適しています。

正規の簿記の原則とは、通常は複式簿記を指すと言われますが、一定の条件を満たすものであれば単式簿記でも認められるとされています。

その条件とは、次のとおりです。

- ① 取引記録が、客観的にして証明可能な証拠によって作成されていること
- ② 取引記録が明瞭正確に行われ、かつ順序区分など体系的に整然と行われること
- ③ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的にしたがい、企業の財政状況及び経営成績あるいは財産管理の状態などが明らかにする財務諸表が作成できること

逆に、正規の簿記とは言えないのは、次のような場合です。

- ① 証拠のない記録、つまり架空帳簿
 - ② 取引の一部が記録されない、つまり簿外処理
 - ③ 日常的な記録がなされていない
 - ④ 帳簿の記録とは異なる決算書類が作成される、つまり粉飾決算
- こういったことの確認は、監事が会計検査の過程で確認することになります。

ロ 真実性と明瞭性の原則

会計は真実な内容を明瞭に示さなければならないというもので、会計の最も基本的な理念です。

ハ 継続性の原則

一度採用した会計処理の原則や手続きをみだりに変更してはならないというものです。継続性の原則は、期間比較を可能にするうえで重要です。

(2) 会計書類の提出

法第28条で毎年の提出書類を定めています。会計に関する書類としては、①活動計算書、②貸借対照表、③財産目録の3つが法律で定める笠松町長への提出書類です。作成に関しては、3つの会計の原則に従うほか、法第5条で本来事業とその他の事業を区分経理すべきことが定められています。

2 税務等

ここでは、NPO法人の納税等主なものについての概要を記載しますが、詳細については、税務署、県税事務所、町税務課、労働基準監督署、年金事務所等の関係機関や税理士、社会保険労務士等の専門家に問い合わせ下さい。

設立届出書、消費税課税事業者届出書、給与支払事務所等の開設届出書等、設立後直ちに提出を要する書類も多いので、設立の認証を申請する前に必ず確認して下さい。

(1) NPO法人に対する税制

イ 法人税(国税)

法人税上の収益事業は、「販売業、製造業、その他の政令で定める事業で」「継続して」「事業場を設けて営まれるもの」で、法人税法施行令第5条第1項に掲げられている下記の34業種に該当するものであり、従ってNPO法人の特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合には課税対象となるので注意を要します。

【34業種】

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業
--

ロ 法人事業税(県税)

法人事業税は、法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

ハ 法人県民税(税)

県内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で、「均等割」と「法人税割」からなっています。

ニ 法人町民税

町内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で、「均等割」と「法人税割」からなっています。

ホ その他の税

上記のほかに課せられる主な税は、国税として消費税、印紙税等、県税として不動産取得税、自動車税、自動車取得税等、町税として軽自動車税、固定資産税等が挙げられます。

ヘ 県税の優遇措置について(施行日：平成13年12月21日から)

県税のうち県民税均等割、不動産取得税及び自動車取得税については一定の要件の下にその課税を免除していますので、最寄りの県税事務所、自動車税事務所もしくは県庁税務課までお問い合わせ下さい。（これらの優遇措置は申請をしなければ受けることができません。）

また、町でも法人町民税の優遇措置を実施していますので、税務課へお問い合わせください。

(2) 源泉徴収

役員や従業員に対する給与、報酬等、また講演会の講師や原稿執筆者などに対する謝礼等を支払う場合などは、源泉徴収義務者として、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付する必要があります。

源泉徴収に際しては、給与支払事務所等の開設届出書、給与所得者の扶養控除等申告書等の諸手続を行う必要があります。

(3) 社会保険

職員等を雇用する場合、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険といった社会保険について、労働基準監督署・年金事務所等に対して、所定の手続きを行い、雇用主負担分を支払う必要があります。

第6章 NPO 法人に対する監督・罰則等

1 NPO 法人に対する監督

(1) 報告及び検査

笠松町長は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます（法 41①）。

立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ① 笠松町長は、上記 (1) の検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

(2) 改善命令

笠松町長は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

(3) 設立の認証の取消

イ 笠松町長は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 笠松町長は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 笠松町長は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

2 NPO 法人に対する罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、前頁(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78）
- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79）

ロ 20 万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処されます（法 80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定（法 28①②）に違反して、これをを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法 80 六）
- ⑦ NPO 法人が、貸借対照表の公告（法 28 の 2①）の規定に違反して、若しくは、清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続き開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ⑧ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ⑨ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異義に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ⑩ NPO 法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告（法 41①、法 64①②）をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

ハ 10 万円以下の過料

NPO 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。

(参考) 岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針について

※笠松町は、特定非営利活動促進法の運用方針を岐阜県が策定した「岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針について」に基づき運用します。

参考

岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針について

平成20年4月1日

平成24年4月1日一部改訂

岐阜県環境生活部

1. 基本的な考え方について

平成10年12月に「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進する」ことを目的として、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行されました。

岐阜県でも、これまでに多くの団体が特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）として法人格を取得し、各地域で多様な社会貢献活動を展開しています。

しかし、法人格取得の方法が簡便な制度であるため、その濫用が懸念されているのも事実であり、今後、NPO法の理念を損なうような活動を行う団体が現れてくると、健全な社会貢献活動を行っているNPO法人全体の信頼が損なわれることとなります。

このようなことから、県では、内閣府が策定した「NPO法の運用方針（平成15年3月25日）」を基本として、「岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針」を策定しました。

この運用方針は、NPO法人の行う自由な社会貢献活動を確保するために、行政が関与する部分を明確に示すことにより、適正な法人運営を確保しつつ特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としています。

2. 「主たる目的」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下のものを運用上の判断基準とします。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要があります。ただし、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとします。

（1）定款記載事項

ア 運用上の判断基準

○認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

イ 説明

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

（2）特定非営利活動に係る事業

ア 運用上の判断基準

①認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

イ 説明

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模(事業費及び管理費)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

(3)その他の事業

1)経営

ア 運営上の判断基準

①認証基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

イ 説明

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」(法第5条第1項)行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

2)利益

ア 運営上の判断基準

①認証基準

その他の事業の利益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の利益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていない場合。

イ 説明

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、その他の事業の「利益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」(法第5条第1項)とされている。したがって、その利益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4)管理運営

ア 運営上の判断基準

①認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

イ 説明

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」(法第2条第2項柱書)とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」(法第2条第2項第1号)法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に利益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)の2分の1以下であることが必要である。

※管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでの「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。

3. 事業報告書等の未提出法人への対応

別添「特定非営利活動促進法第29条の規定に基づく事業報告書等の未提出法人への対応について」によるものとします。

4. 定款変更認証申請

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとします。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏がないよう注意が必要です。

5. 「市民への説明要請」の実施

(1) 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきものであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としています。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されています。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましいと思われます。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなります。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられることとなります。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要と思われます。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがあります。また、NPO法人からの事業報告書等の未提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見されます。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や未提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当であると思われます。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の未提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記(2)のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）ことができるものとします。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開します。

(2) 具体的な内容

ア 「市民への説明要請」を実施する場合

① 認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO 法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではありません。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられます。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することができるものとします。

また、監督段階では、報告徴収・立入検査（法第 41 条第 1 項）、改善命令（法第 42 条）の対象となり得る要件が認められた場合に限り実施することができるものとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第 25 条第 5 項は、法第 12 条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解されます。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することができるものとします。

② 事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されてなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施することができるものとします。

また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施することができるものとします。

イ 「市民への説明要請」の内容

NPO 法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することができるものとします。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもありません。

① 提供された情報内容等に関する事実関係

② 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することができるものとします。

ウ 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該 NPO 法人の検討に委ねられるものであると考えられます。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮するものとします。

(例)

- ・申請者の住居所や当該 NPO 法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・当該 NPO 法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

エ 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該 NPO 法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用することができるものとします。

具体的には、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができると規定されています（法第 41 条第 1 項）。その報告の内容に関し、当該 NPO 法人に対し「市民への説明要請」を行うことができるものとします。

また、NPO 法人が法第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができると規定されています（法第 42 条）。それを行う際には、所轄庁は、当該 NPO 法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うことができるものとします。

(3) 「市民への説明要請」を実施する判断基準について

- ア 基本的には個々の実例に応じ、個別に判断することとなりますが、
- ・情報提供の件数
 - ・情報提供の内容の合理性
 - ・客観的証拠の有無
 - ・情報提供者の属性（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）
- 等を総合的に考慮して判断することとします。
- イ 情報提供の件数については、過去の事例を踏まえ、単なる問い合わせの件数を除き、
- ・複数者から
 - ・概ね 5 件程度
 - ・法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報の集積があれば、「市民への説明要請」を実施することとします。
- ウ 特に悪質で緊急の対応を要することがうかがえる内容の場合には、件数にかかわらず、速やかに対応するものとします。
- エ なお、「市民への説明要請」を実施した後、報告徴収や改善命令等の NPO 法上の監督を実施した場合において、当該法人が報告や改善措置等を行わない場合は、その点についても公表するものとします。

関係法令

- 特定非営利活動促進法・・・・・・・・・・・・・・ 117
- 組合等登記令・・・・・・・・・・・・・・ 181
- 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例・・・・・・・・ 187
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例・・・・・・・・ 191
- 笠松町特定非営利活動促進法施行細則・・・・・・・・ 193
- 笠松町特定非営利活動促進法施行細則様式集・・・・・・・・ 195

法律の要点、用語等の解説

- 法人格取得の効果と責務
 - 効果 団体の社会的認知、団体名で法律行為(契約・登記等)、組織の継続性・同一性保持、事業の発展拡大等
 - 責務 法人としての組織整備、事業報告書等の情報公開、所轄庁への年次報告、納税義務等
- 法人の設立に関する一般法としては民法があるが、本法はその特別法的な位置づけにある。民法等に基づいて法人格を取得するには、法人となるまでにかなりの時間と手間がかかるが、ボランティア団体をはじめとするNPO（民間非営利組織）に、簡易、迅速な手続きのもとで広く法人格を与えようとするのが、本法の趣旨である。
- 「ボランティア活動」を挙げているのは、単なる例示であって、この法律の対象がボランティア活動に限定されるものではない。
- 「特定非営利活動」の定義
 - ① 「別表」に掲げる20項目の活動のどれかに該当すること。
 - ② 「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することを目的とする活動であること。
- 現在いわゆる市民活動として行われているものの大部分は、別表に掲げる20項目の何れかに該当すると思われるが、ここに列挙されている20項目のどれにも該当しない場合は、この法律にいう「特定非営利活動」にはあたらないことになる。
- 20項目の分野の何れに該当するかの判断
 - ・ 認証を申請する団体は、どの項目に該当するかを自ら判断。
 - ・ 所轄庁は「社会通念」に照らし合わせて、具体的には、定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書等により判断。
- 「不特定かつ多数のものの利益」とは、特定の人や特定の団体の利益ではないということで、いわゆる「公益」と同義であり、

特定非営利活動促進法 (平成10年3月25日法律第7号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する

社会全般の利益を指すものと解されている。

○ 「特定非営利活動法人」の定義

- ① 特定非営利活動を行うことを「主たる目的」とすること。
- ② 本項一号のイ・ロに該当する団体で、「営利を目的としない」こと。
- ③ 本項二号のイ・ロ・ハに該当する団体であること。
- ④ 本法によって設立された法人であること。

○ 「特定非営利活動を行うことを主たる目的」とするか否かの判断基準

- ・ 定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書等により、社会通念に従って総合的に判断される。なお、「特定非営利活動」以外の活動を「従たる活動」として行うことは差し支えない。
- ・ 複数の活動を行っている場合、別表の 20 項目に該当する活動を「主たる目的」とすることが必要。

○ 「特定非営利活動」以外の「従たる活動」として想定されるもの

- ・ 別表に掲げる 20 項目の活動以外の活動
- ・ 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的」としない活動

○ 「営利を目的としない（非営利）」とは、剰余利益を構成員（社員）に分配することを目的としないことをいい、利益を伴う行為を一切行ってならないというものではない。

○ 労働の対価の支払いは利益の分配とみなされず、有償ボランティアなども本規定に反するとはいえない。

○ 本規定は、「収益事業」を行うことを否定するものではなく、その利益の分配を目的とすることを禁ずるものである。従って、利益分配を目的とせず、第二条第一項の「特定非営利活動」を行うことを「主たる目的」とする範囲内（支障のない範囲内）で収益事業を行うことができる。

○ 「社員」とは、特定非営利活動法人を構成する者のことで、具体的には、総会で議決権を有する者のことをいう。なお、一般的には、団体を構成する者のことを「会員」と呼ぶことが多いが、本法では、民法に準じて「社員」という言葉で表している。

団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

- 「社員の資格の得喪」については、定款で定められる（第十一条第一項第五号）が、自然人に限定されておらず、法人も社員になり得る。
- 特定非営利活動法人として認証を受けるためには、「十人以上の社員」を有することが必要とされる（第十二条第一項第四号）。
- 「不当な条件」とは、例えば「一般の人が参加できないような高額な会費」や「宗派や卒業学校等による限定」など。
- 報酬を受ける役員が「役員総数の三分の一以下」であることについては、役員の方の三分の一は報酬を受け取ってもよいが、報酬を受け取らない人が三分の二いて、民間企業でいえば社外重役のように法人をチェックする機能を期待するため。
- 「宗教活動」については、憲法の「信教の自由」の保障に鑑み、宗教団体の設立、管理監督の面で慎重な規定を設ける宗教法人法による法人格取得の途が用意されており、宗教活動を行うことを主たる目的とする団体は、特定非営利活動法人一般の設立、管理監督について定める本法の対象とするのになじまないという考えによるものである。
- 「政治上の主義」とは、例えば自由主義、資本主義、共産主義など、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理・原則（いわゆる「イズム」）をいい、これの推進、支持、反対を主たる目的とする団体については、政治活動の自由を尊重する観点から、その管理監督については、行政庁の介入を極力避けるため、特に慎重な配慮が要請されるものであり、特定非営利活動一般を対象とする本法の対象とするのになじまないという考えによるものである。
 なお、このような団体については、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（政党法人格付与法）」による法人格取得の途も用意されているところである。
- 「政治上の主義」は、「政治上の施策（公害の防止、自然保護、老人対策等、政治によって実現しようとする具体的なもの）」とは区別される。例えば、環境を守る会など

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

政治上の具体的な施策の推進・支持・反対を目的とする活動は、本規定に該当しないと解される。

- 「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。
- 「政党」の推薦、支持等に関しては、第三条第二項においても「特定の政党のために利用してはならない」とされているところである。

- 特定非営利活動法人は、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として「市民が行う自由な社会貢献活動」としての特定非営利活動を行うものであるから、その目的達成のためのバランスのとれた活動計画の下で、その一つ一つの事業を実施しなければならないものであり、「特定の者の利益を目的」として事業を行ってはならない。
- 「特定の政党のために利用する」ことの禁止は、特定非営利活動法人が政党団体化し、特定の政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはならないという原則を示している。
- 本法によって設立した法人は、例えば「特定非営利活動法人〇〇〇〇」等と、表示することになる。
- 「その他の事業」は次の二つの要件に違反しない限りにおいて認められる。
 - ① その行う特定非営利活動に係る事業（本来事業）に支障がないこと。（支障がないかどうかは、その事業の規模、業種等について、社会通念に従って判断すると解される。）
 - ② 利益を本来事業に充てること。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

- 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

○ 前項の規定を担保するために、その他の事業に関する会計は、本来事業に関する会計から区分し、「特別の会計として経理」しなければならない。

○ 「主たる事務所の所在地」とは、法人の最高首脳部が存在する場所、すなわち法人の活動の中心をなす場所であり、実際には定款及び登記によって決まる。

○ 「事務所」とは、人又は法人等の事業の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、継続的にその場所で業務が行われることを必要とすると解されている。

○ 「政令」とは、「組合等登記令」をいう。

○ 設立時（第十三条第一項）、合併時（第三十九条第一項）には登記をすることによりその効力が発生する。登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出する義務が定められており（第十三条第二項、第三十九条第二項）、所轄庁はこれにより登記の事実を確認できる。

○ 「認証」の意味は、ある行為が法令に適合しているかどうかを審査し確認をして、その判断を表示する行為をいう。本法第十二条において、「所轄庁は・・・適合すると認めるときは、その設立を認証しなければ

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

ばならない」となっているところである。

- 講学上は、①特許主義（法人を設立するために特別の法律の制定を必要とするもの）、②許可主義（設立を許可するか否かを主務官庁の自由裁量にゆだねるもの）、③認可主義（法律の定める要件を具備して主務官庁の認可を申請すれば必ず認可を与えなければならないもの）、④準則主義（法律の定める組織を備え、一定の手続によって公示したときに法人の成立が認められるもの）等が挙げられる。

- ・ 特定非営利活動促進法においては、所轄庁が認証の基準に合致しているかどうかを判断して、これに法人格を与えようとするものであるから、講学上は、いわゆる認可主義に該当するものと思われる。
- ・ ただ、所轄庁は、①団体が認証の基準を満たしているときには「認証しなければならないこと」、②認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、三月以内に行わなければならないとされていること、そして③これらの判断は、原則として第十条第一項所定の書面によって行うものとされること、さらに、④「認証」という文言が使われていること等に鑑み、準則主義的なニュアンスを強めた認可主義ということができる。

（設立の認証の申請書に、添付しなければならない書類）

一号の定款から八号の活動予算書までの書類

- 「役員」は、理事三人以上、及び監事一人以上を置かなければならない（第十五条）。
- ・「第二十条各号」…（役員の欠格事由）
・「第二十一条の規定」…（役員の親族等の排除）
- 「報酬を受ける者」は、役員総数の三分の一以下であること。
- 「十人以上」の社員がいることが設立の認証の基準（第十二条第一項第四号）であり、十人いることが証明できればよい。なお、十人を超える社員についても出すことができる。
- 「社員」とは、特定非営利活動法人を構

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用その他の内閣府で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書

成する者のことで、具体的には、総会で議決権を有する者のことをいう。

- 「社員の資格」については、定款で定められるが、自然人に限定されていないので、法人も社員になることができる。

- 「公告」の方法及び「縦覧」の場所等については、条例又は規則等により定められることになる。

- 所轄庁は、次の書類を、申請書を受理した日から二月間、指定した場所において「公衆の縦覧」に供しなければならない。

- ① 定款
- ② 役員名簿
- ③ 設立趣旨書
- ④ 事業計画書
- ⑤ 活動予算書

を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請のあった年月日
- 二 特定添付書類に記載された事項

- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体

- 所轄庁は、認証の申請が、次の1から4に適合すると認めたときは、その設立を認証しなければならないとされている。
- 1 「設立の手續」並びに「申請書」及び「定款の内容」が法令の規定に適合していること。
 - 2 申請に係る特定非営利活動法人が「次のいずれにも該当」する団体であつて、「営利を目的としない」ものであること。
 - ① 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ⑤ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - 3 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。

- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

- 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。
- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定によ

4 十人以上の社員を有すること。

- 所轄庁は、第十条第二項の規定による二週間の申請書を受理した日から、三月以内に、認証又は不認証の決定をしなければならない。（正当な理由がない限り）
- 所轄庁は、「不認証」の決定をしたときは、その理由を付した書面をもって申請者に通知しなければならない。

り不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、そ

の社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

- 社員総会の決議があったものとみなされた場合には、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成しなければならない。
 - ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 社員総会の決議があったものとみなさ

れた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の
氏名

として内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

○ 各役員それぞれが、本条の「欠格事由」に該当しないこと、及び次条の「親族等の排除」の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する旨の「就任承諾及び誓約書」のコピーを、設立の認証の申請書に添付する必要がある。

○ 暴力団等の反社会的組織がこの制度を悪用することのないよう、以下の者は、特定非営利活動法人の役員となることができないとされている。

① 特定非営利活動促進法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

② 刑法上の傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

○ また、第十条第一項第四号において、申請に係る特定非営利活動法人が暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないことを確認したことを示す書面を設立

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を

認証申請時に提出させる措置を講じているところである。

○ 特定非営利活動法人の「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という性格に鑑み、その役員構成についても、特定の親族、同族で占められることを排除する規定である。

○ 役員が前条の「欠格事由」や本条の「親族等の排除規定」に違反していないかについては、合理的な疑いがない限り、就任承諾及び誓約書のコピー（第十条第一項第二号ロ）で判断することになる。

○ 「役員の氏名又は住所に変更があったとき」には、①改姓等による氏名の変更、②住所の変更、③役員の交替による変更などが含まれる。

○ 役員が「新たに就任した場合」の提出書類

・ 第十条第一項第二号ロ（就任承諾及び誓約書のコピー）

○ 定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。ただし、届け

取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

（役員の親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員の欠員補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の任期）

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上

出で足りる事項もある。

- ・第十条第二項（認証の申請に係る公告、縦覧 等）
- ・第十二条（認証の基準等）
- 「認証を受けなくても良い定款変更」は、遅滞なく所轄庁に届け出る。

が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八

○ 本項の「内閣府令」とは、「特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令」(平成十年六月二十四日・総理府令第四十四号)。

○ 会計の原則は、①正規の簿記の原則に従った記帳、②会計処理の真実性、明瞭性の確保、③会計処理の継続性の確保の3つの原則を定めたもので、公開の対象とされている財産目録等の作成に関する必要最小限度の義務付けを行おうとするものである。

○ 「正規の簿記の原則」とは、会計記録の正確性を期する上に、必要な基準となるべき記録計算の方法とされる。

・ 内容的には少なくとも次の3つが含まれているものと解されている。

① 取引記録が客観的にして、証明可能な証拠によって作成されていること。

② 記録計算が明瞭正確に行われ、かつ、順序区分など体系的に整然と行われていること。

③ 取引記録の結果を総合することによって簿記の目的に従い、企業の財政状況及び経営成績、あるいは財産管理の状態等を明らかにする財務諸表が作成できること。

○ 更に、特定非営利活動法人がその他の事業を行う場合には、その収益事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業(本来事業)に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないものとされている。

○ 特定非営利活動法人の事務所における情報公開

・ 毎年における関係書類の作成、備え置き

条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、以下の資料を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間その事務所に備え置かなければならない。

【事業報告書等】

- ① 前事業年度の事業報告書
- ② 前事業年度の計算書類
- ③ 前事業年度末日における財産目録
- ④ 年間役員名簿
- ⑤ 社員のうち十人以上の氏名及び住所又は居所を記載した書面

・ 社員、利害関係人による閲覧

特定非営利活動法人の社員その他の利害関係人から、「事業報告書等」、「役員名簿」又は「定款等」の書類の閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させなければならない。「正当な理由」とは、休日や時間外の閲覧請求、明らかに不法・不当な目的による閲覧請求である等の理由が想定される。

- 「利害関係人」とは、「その直接の当事者でないが、それに法律上の利害関係を有するもの」をいう。具体的には、債権者、保証人等で法人と取引等の契約関係がある者、法人の行為により損害を被って損害賠償請求権を有する者などが考えられる。

年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞

紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告

○ 所轄庁への「事業報告書等」の提出義務
特定非営利活動法人は、毎年、「事業報告書等」を所轄庁へ提出しなければならない。

○ 所轄庁における情報公開
所轄庁は、特定非営利活動法人から提出された前項の書類について、「閲覧又は謄写の請求」があった場合は、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

○ 所轄庁の「認定」とあるが、「認定」と「認証」のちがいは。

- ・ 「認定」とは、一定の事実又は法律関係の存否を有権的に確認すること。
- ・ 「認証」とは、一定の行為又は文書の成立あるいは記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明すること。

期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四

号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請

求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足り

ないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受

けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政

○ 所轄庁は、本項に規定する「相当な理由があるとき」は、当該特定非営利活動法人に対し、その業務、財産の状況に関する「報告」をさせ、又は職員に「立ち入り検査」をさせることができる。

○ 本条による「報告・検査」の結果、当該特定非営利活動法人が第四十二条の「改善命令」の規定に該当する場合は、同条にもとづく「改善命令」を発することができる。

庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 「改善命令」を発することができるとき
 - ① 特定非営利活動法人としての要件を欠くに至ったと認めるとき。
 - ② 法令、行政庁の処分、定款に違反したとき。
 - ③ その運営が著しく適正を欠くと認められるとき。
- 「改善命令」を発するに当たって「報告・検査」の前置規定がないので、本条の条件を満たす場合は、第四十一条の「報告・検査」の手続きを経ないで直ちに「改善命令」を発することは可能。
- 「設立の認証の取消し」ができるとき
 - ① 前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき。
 - ② 三年以上にわたって「事業報告書等」の書類を提出しないとき。
 - ③ 法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき。
- 本条の「設立の認証の取消し」は、行政手続法第二条第一項第四号の「不利益処分」にあたり、同法第十三条第一項第一号による「聴聞」の手続が保障されている。この聴聞の手続は、同法第十五条～第二十八条の規定に則して行われる。ただし、本法の第四十三条第三項～第四項の特例が適用される。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動

法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年

- 法規第四条第一号にいう「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうるような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているもの。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた（例えば、個人会員と法人会員、一般会員と学生会員）としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられる。
- 法第四十五条第一項第一号イ（１）の「総収入金額」及び（２）の「受入寄附金総額」のうちに含まれる寄附金は、その事業年度に受領したものに限られます。なお、特に規定はされていないが、活動計算書において、一般的に経常収支には含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額には含まれない。
- 法令第五条第一項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（P S T）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができる。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということとはできない。

月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金

- 法規第五条第一号の金額は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付された補助金等に限られる。
- 法規第五条第三号の金額は、例えば、介護保険法第二百一条から第二百四条までの規定により国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当する。
- 法規第五条第四号の金額は、販売を目的として保有していたもの以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入がこれに該当する。
- 法規第五条第一号に規定するもの及び同条第三号に規定する負担部分は、法第四十五条第一項第一号イ（２）の受入寄附金総額に含まれない。
- NPO法人の会員が支払う会費は、例えば、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には法第四十五条第一項第一号イ（２）の受入寄附金総額に含まれない。
- 法第四十五条第一項第一号イ（３）について、法規第四条の基準に適合する場合、いわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算において社員の会費の額を分子に算入することになる。

額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にす

- 法規第十条の割合は、事業費の額によりその割合を算定しても、その事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さないものとなることがある。このような場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかとなる指標により、合理性のある割合を算定する必要がある。
- 法第四十五条第一項第二号イについて、NPO法人の社員であることをもって、そのNPO法人の会員に該当するというわけではない。ただし、そのNPO法人の定款などにおいて、例えば、「社員は会員から選ぶ」又は「社員となれば同時に会員にもなる」等の取り決めをしている場合には、社員はすべて会員となる。
- 法規第十一条の者（会員に類するもの）とは、単にNPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されたものがすべて該当するわけではなく、NPO法人から継続・反復して資産の譲渡等を受けること又は相互の交流・連絡・意見交換に参加することが予定されている者としてNPO法人の帳簿書類等に登載され、かつ、実際に継続・反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流・連絡・意見交換に参加する者がこれに該当する。したがって、例えば、登録され

る者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等

た者を対象とし継続・反復して行われるカルチャースクールや、講習会のような活動により役務の提供を受ける者（法規第十二条に該当する者を除く。）は会員に類する者に該当すると考えられる。また、例えば、登録された者を対象とした次のような相互の交流・連絡・意見交換に該当する活動に参加する者についても、会員に類する者に該当すると考えられる。

- ・サークルや同窓会のような活動
- ・過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したシンポジウム（実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため）

○ 法規第十二条の者（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）とは、例えば、次の事例のように、会員を広く一般に募集するなど不特定多数の者を対象とした法人の提供するサービスを利用するだけの会員であって、そのサービスの利用以外にその法人の業務活動等に関係しないものがこれに該当すると考えられる。

- ・NPO法人の行う介護サービスを受ける場合、定期的なサービスの提供のために介護会員登録を行うこととしており、会員となった者以外ではNPO法人の介護サービスを受けることはできない。ただし、介護会員となるためには特に資格等はなく、介護を受ける必要のある者であれば誰でも会員となることができる。なお、定款により正会員は当法人の社員となり表決権を有するが、サービスを受けるための会員は介護会員となり、正会員と異なり表決権はなく、介護会員は介護サービスを受ける以外にNPO法人の業務及び活動に携わることはない。

○ 入会金又は会費等の名目によりNPO法人が会員等から受領した金額のうちに、次に掲げるようなものが含まれている場合には、それぞれ次に掲げる金額を資産の譲渡等の対価として法規第十三条第一号又は第二号に該当するかどうかを判断すること。

- ・会費を支払うことにより本来有料であるサービスが無料で受けられる場合のそのサービスの本来の料金
- ・会費を支払うことによりサービスの料金が割引される場合の、割引前の料金と

のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

割引後の料金との差額

- 法第四十五条第一項第二号ロに規定する活動は、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動がこれに該当するため、便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるがその活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動もこれに該当する。
 - ・ 特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動
 - ・ 特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルの建築をしようとする者等に対して行う活動
- 法規第十五条にいう市町村とは、日本国内の市町村をいうため、NPO法人の行った活動が、外国の同一の市町村内の者のために行われた活動である場合には、その活動は法第四十五条第一項第二号ロ（４）の「特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者」に便益が及ぶ活動には該当しない。
- 法第四十五条第一項第二号ハにいう「著作物」とは、著作権法の保護の対象になるものに限りらない。ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは、同号ハにいう「特定の著作物」には該当しない。
- 法第四十五条第一項第二号ニの活動は、特定の者の意に反する活動がこれに該当するため、直接、その特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると認められる活動はこれに該当する。
- 法第四十五条第一項第三号イの割合の算定は、最も大きな親族グループ又は法人グループで行うことになる。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はない。
(計算例)
 - ・ 役員の数……………

20 名

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

- (1) 会員等
- (2) 特定の団体の構成員
- (3) 特定の職域に属する者
- (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

・役員Aさんの親族グループ……………
4名

・役員Bさんの親族グループ……………
3名

※ 他には、親族グループも法人グループも存在しない。

この場合、 $(4名 + 3名) \div 20名$ という計算式ではなく、 $4名 \div 20名$ という計算式により算定した割合により、法第四十五条第一項第三号イの基準に適合するかどうかを判定することになる。したがって、この例の場合には、 $4名 \div 20名 (1/5) \leq 1/3$ となりますから、同号イの基準に適合することになる。

○ 法規第十六条第二号に規定する「生計を維持しているもの」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいう。

○ 法規第十六条第三号に規定する「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいうため、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当する。

○ 法規第十七条の関係とは、一の者が法人の発行済株式等の50%以上を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係をいい、これを直接支配関係という。

○ 法第四十五条第一項第三号ニの「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいうため、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たる。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。
ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準

がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできない。

- 法第四十五条第一項第四号(イ)の(1)から(3)までに掲げる活動は、法においては「主たる目的」としてこれを行うことはできないとされている(主たる目的でなければ行うことができる。)。しかしながら、認定を受けるためには、「主たる目的」であるかどうかにかかわらず、これらの活動を一切行うことはできない。

- 法規第二十三条第一号から第三号の「特別の利益」を与えているかどうかの判定に当たっては、NPO法人が役員等に対する債権を放棄するなどの行為を行ったことにより実質的に役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすもの(病氣見舞、災害見舞等のように一般的に福利厚生費として支出されているものは除く。)がある場合には、これらをその役員等に対して支払っているものとして、「特別の利益」を与えているかどうかを判定する必要がある。

- 法規第二十三条第四号の者に対し寄附を行うこととは、寄附金という名目で支出しているかどうかにより判定するものではないから、いずれの名目とするかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、これに該当する。

- 特定非営利活動とそれ以外の活動とに共通する事業費がある場合には、継続的に、資産の使用割合、従事者の作業時間数、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他その事業費の性質に応じた合理的な指標により特定非営利活動とそれ以外の活動とに配賦し、これに基づいて法第四十五条第一項第四号ハ及びニの基準の判定を行うことになる。

- 法規第二十四条により、法第四十五条第一項第四号ハに規定する割合に代えて同号の基準の判定の指標とすることができる割合は、その法人の事業活動のうちに特定非営利活動の占める割合を同号ハに規定する割合よりも合理的に算定できるものでなけ

に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

れば認められない。

- 法第四十五条第一項第七号の「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実」には、例えば、法第四十二条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当するものと考える。

- 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニの基準は、実績判定期間において適合している必要があるが、第三号、第四号イ及びロ、第五号から第七号までの基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時まで適合している必要がある。

なお、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合並びに申請書を提出する時点において海外への送金（又は金銭の持出し）を行う予定がある場合及び認定申請後認定を受けるまでの間にその予定が生じた場合には、速やかに法第五十四条第三項及び第四項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

- 法令第五条第三項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができる。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要があるので、特定の国の補助

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算について

金等の一部を算入する（しない）ということとはできない。

は、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為

により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に處せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動

法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

- 四 当該認定の有効期間

- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

- 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

- 三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある

る文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証を

したとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府

- 法第五十四条第三項の「助成金」はN P O法人が事業として助成するものをいう。したがって、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を明らかにし、反復継続的に行われているようなものはこれに該当する。
- 初めて認定を受けようとする場合、法第五十四条第三項及び四項の基準は、実績判定期間（過去）において適合する必要はないが、認定時において適合していなければならない。したがって、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合並びに申請書を提出する時点において海外への送金（又は金銭の持出し）を行う予定がある場合及び認定申請後認定を受けるまでの間にその予定が生じた場合には、速やかに法第五十四条第三項及び第四項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所管庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五

年間に提出を受けたものに限る。)について
閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認

定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、そ

の合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定

非営利活動法人としての地位を承継する。

- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営

利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項

の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号二又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条

第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法
その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得

税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場

合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規

定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三

条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十四条第二項及び第三項まで(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条(これらの規定を第五十二条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表(第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動

- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対して

された申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

- 2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

- 3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければ

ばならない。

- 2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

- 2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条～第十七条 略

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年八月一日法律第五
三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二四年一〇月政令二五七号により、平成二四・一〇・三〇から施行〕

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二四年一〇月政令二六〇号により、平成二五・一・三〇から施行〕

二 〔略〕

附 則〔平成二五年十一月二七日法律
第八六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二八年六月七日法律第七〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三六九号により、平成二九・四・一から施行〕

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条

第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

- 2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六

条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみ

なす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定
特定非営利活動法人」を「特例認定特定非
営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百
二十六号）第四十五条の二第一項ただし書
及び第三百十七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第
二十六号）第四十一条の十八の二第一項
及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律によ
る改正前のそれぞれの法律（これに基づく
命令を含む。以下この条において同じ。）の
規定によってした処分、手続その他の行為
であつて、この法律による改正後のそれぞ
れの法律の規定に相当の規定があるもの
は、この附則に別段の定めがあるものを除
き、この法律による改正後のそれぞれの法
律の相当の規定によってしたものとみな
す。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及び
この附則の規定によりなお従前の例による
こととされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五
年法律第百七号）の一部を次のように改正
する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政
令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度について
は、この法律の施行後三年を目途として、

新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が

消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区

域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（登記簿）

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（[会社法](#)（平成十七年法律第八十六号）[第二条第三十四号](#)に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて[同号](#)に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

([商業登記法](#)の準用)

第二十五条 [商業登記法](#)（昭和三十八年法律第百二十五号）[第一条の三](#)から[第五条](#)まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、[同法第二十五条](#)中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、[同条第三項](#)中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、[同法第四十八条第二項](#)中「[会社法第九百三十条第二項](#)各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 （略）

附 則 （平成二三年一〇月一四日政令第三一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則 [平成二八年一一月一一日政令第三四九号]

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月

一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

- 3 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

別表 （第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

改正

平成一二年一二月二七日条例第五五号

平成一五年三月一九日条例第一二号

平成一八年三月二三日条例第一二号

平成二〇年一二月二四日条例第五四号

平成二四年三月二七日条例第一〇号

平成二九年三月二八日条例第一二号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一 特定非営利活動法人（法第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

4 法第十条第三項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二四年一〇号〕

(社員総会の議事録)

第三条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）第二条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(定款の変更の認証申請)

第四条 法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

2 第二条第四項の規定は、定款の変更の認証申請について準用する。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(定款の変更の届出)

第五条 法第二十五条第六項の規定による届出は、次に掲げる事項その他必要な事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(事業報告書等の提出)

第六条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二四年一〇号〕

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第七条 法第三十条及び法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行う。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(合併の認証申請)

第八条 法第三十四条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第四項までの規定は、合併の認証申請について準用する。

一部改正〔平成二四年条例一〇号〕

(認定の申請)

第九条 法第四十四条第二項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 認定を申請しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立年月日
- 二 現に行っている事業の概要

2 前項の規定は、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書について準用する。この場合において、前項第一号中「、主たる事務所の所在地及び設立年月日」とあるのは、「及び主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第十条 法第五十二条第二項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって知事が所轄するもの以外のものが同項に規定する書類を知事に提出する場合は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

（助成金支給書類の提出）

第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行うものとする。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕、一部改正〔平成二九年条例一二号〕

（特例認定の申請）

第十三条 第九条第一項の規定は、法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「認定」とあるのは、「特例認定」と読み替えるものとする。

追加〔平成二四年条例一〇号〕、一部改正〔平成二九年条例一二号〕

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第十四条 第十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第十一条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第十五条 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

追加〔平成一八年条例一二号〕、一部改正〔平成二四年条例一〇号〕

（委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例一二号・二四年一〇号〕

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第十二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了の日から三月以内に」とあるのは、「毎年三月三十一日までに」とする。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年十二月二十四日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第十号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加える部分を除く。）は、同年七月九日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第十二号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月二十四日条例第四号）（抄）

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び第二百九十一条の二第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により、知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村又は広域連合が処理する事務）

第二条 知事の権限に属する別表第一の上欄に掲げる事務のうち同表の中欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

（委任）

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

別表第一（第二条関係）

五十の二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	1 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人（その事務所が一の市町村の区域内のみに設置されるものに限る。以下この項において同じ。）の設立の認証をすること。 2 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告又はインターネットの利用による公表をし、及び縦覧に供すること。 3 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により認証及び不認証の決定の通知をすること。 4 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定非営利活動法人の設立登記の届出を受けること。 5 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認証を取り消すこと。 6 法第十七条の三の規定により仮理事を選任すること。 7 法第十七条の四後段の規定により特別代理人を選任すること。 8 法第十八条第三号の規定により監事の報告を受けること。 9 法第二十三条第一項の規定により役員の氏名等の変更の届出を受けること。 10 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証をすること。 11 法第二十五条第六項の規定により定款の変	大垣市、多治見市、関市、恵那市、土岐市、笠松町、養老町、揖斐川町、池田町、坂祝町及び白川町
---	---	---

	更の届出を受けること。 12 法第二十五条第七項の規定により登記事項 証明書の提出を受けること。 13 法第二十九条の規定により事業報告書等の 提出を受けること。 14 法第三十条の規定により事業報告書等の閲 覧及び謄写をさせること。 15 法第三十一条第二項の規定により解散の事 由を認定すること。 16 法第三十一条第四項の規定により特定非営 利活動法人の解散の届出を受けること。 17 法第三十一条の八の規定により清算人の届 出を受けること。 18 法第三十二条第二項の規定により残余財産 の譲渡の認証をすること。 19 法第三十二条の三の規定により清算の結了 の届出を受けること。 20 法第三十四条第三項の規定により特定非営 利活動法人の合併の認証をすること。 21 法第四十一条第一項の規定により報告徴収 等をする事。 22 法第四十一条第二項の規定により書面の提 示及び交付をすること。 23 法第四十二条の規定により必要な措置を採 るべきことを命ずること。 24 法第四十三条第一項又は第二項の規定によ り特定非営利活動法人の設立の認証を取り消 すこと。 25 法第四十三条第四項の規定により書面を交 付すること。 26 法第四十三条の二（法第十二条の二において 準用する場合を含む。）の規定により警察本部 長の意見を聴くこと。 27 法第四十三条の三（法第十二条の二において 準用する場合を含む。）の規定により警察本部 長の意見を聴くこと。	
--	--	--

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岐阜県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告又は公表は、笠松町公告式条例（昭和30年笠松町条例第1号）別表に定める掲示場に掲示又は町が開設するインターネットのホームページへの掲載により行う。

2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、笠松町役場企画環境経済部企画課内とする。

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号によるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第6条 法第25条第4項の申請書は、様式第4号によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号によるものとする。

(定款の変更の登記完了提出書)

第8条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第6号によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあっては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、様式第7号によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 県条例第7条の規則で定める場所は、笠松町役場企画環境経済部企画課内とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の認定の申請は、様式第8号によるものとする。

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、様式第10号によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第13条 法第32条第2項に規定する認証の申請は、様式第11号によるものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、様式第12号によるものとする。

(合併の認証申請)

第15条 法第34条第4項の申請書は、様式第13号によるものとする。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第16条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了

するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書は、様式第14号によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第18条 法第41条第3項の証明書は、様式第15号によるものとする。

(書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法)

第19条 県条例第15条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第20条 県条例第15条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができなければならない。

第21条 県条例第15条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、令和元年6月11日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

笠松町長 様

申請者 住所又は居所

氏 名

法人にあっては、その主たる事務所

の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前6月以内に作成されたもの） 1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

役員の変更等届出書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- 備考
- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
 - 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
 - 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
 - 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること
 - 変更後の役員名簿を添付すること。
 - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 当該役員の住所又は居所を証する書面（届出の日前6月以内に作成されたもの）
 - 上記(2)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 25 条第 3 項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更しようとする日

3 変更の理由

備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1 部
- (2) 変更後の定款 3 部
- (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） 2 部

2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考 1 に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
- (2) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
- (3) 直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第 34 条第 5 項において準用する法第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項の財産目録） 1 部

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更した日

3 変更の理由

備考 議事録の謄本 1 部及び変更後の定款 2 部を添付すること

定款の変更の登記完了提出書

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項の規定により提出します。

備考 登記事項証明書 1 部及びその写し 1 部を添付すること。

様式第 7 号（第 9 条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 29 条の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

備考 次の書類を各 2 部添付すること。

- （1）前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- （2）前事業年度の年間役員名簿（前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- （3）前事業年度の社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

- 備考 1 の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠亡）又は 6（破産手続開始の決定）を記入すること。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 3 2 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

残余財産の譲渡を受ける者	譲渡する残余財産

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 3 2 条の 3 の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併により設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1 部
- (2) 定款 2 部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
- (4) 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1 部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前 6 月以内に作成されたもの） 1 部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1 部
- (7) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1 部
- (8) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
- (9) 合併趣旨書 2 部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2 部

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 3 9 条において準用する同法第 1 3 条第 2 項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- （1）合併の認証に係る定款
- （2）合併当初の財産目録
- （3）合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

（表面）

第	号
所	属
職	名
氏	名
特定非営利活動促進法第41条第3項の規定 による職員の証	
年 月 日 交付	
笠松町長	
印	

（裏面）

特定非営利活動促進法（抜粋） （報告及び検査） 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
--

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き

令和3年6月発行

発行 笠松町企画環境経済部企画課
〒501-6181
岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
TEL : 058-388-1113 (直)
MAIL : kikaku@town.kasamatsu.lg.jp
